

平成 22 年第 4 回にかほ市議会定例会会議録（第 2 号）

1、本日の出席議員（ 20 名 ）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐 々 木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐 々 木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 細 矢 宗 良 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐 々 木 孝 人

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	教 育 長	渡 辺 徹
総 務 部 長	齋 藤 隆 一	市 民 福 祉 部 長	木 内 利 雄
産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一	教 育 次 長	佐 藤 知 公
ガ ス 水 道 局 長	阿 部 誠 一	消 防 長	下 居 和 夫
会 計 管 理 者	森 鉄 也	総 務 部 総 務 課 長	阿 部 均
企 画 情 報 課 長	齊 藤 均	財 政 課 長	須 藤 金 悦
健 康 推 進 課 長	鈴 木 令	子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 美 枝 子
福 祉 課 長	齋 藤 洋	農 林 水 産 課 長	金 子 勇 一 郎
商 工 課 長	森 孝 良	教 育 委 員 会 総 務 課 長	長 谷 山 良
学 校 教 育 課 長	佐 藤 清 和		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第 2 号

平成 22 年 6 月 8 日（火曜日）午前 10 時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

午前10時00分 開 議

議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、議案についての訂正について、総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） 開会前に大変申しわけございませんが、議案綴りに誤りがございましたので訂正をお願いいたします。

16ページ、議案第45号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての提案理由の部分の「地方税法等の一部を改正する法律が平成22年4月1日に施行されたことに伴い」のくだりでございますが、「1日」の「日」が抜けておりましたので、加筆くださいますようお願いいたします。

以後、十分に注意をいたします。申しわけございませんでした。

議長（佐藤文昭君） ただいま説明しました件について、了承していただくことに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（佐藤文昭君） 異議ないようですので、そのように訂正してください。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

初めに、5番竹内賢議員の質問を許します。5番竹内賢議員。

【5番（竹内賢君）登壇】

15番（竹内賢君） おはようございます。

2項目にわたって質問をさせていただきます。

最初は、学校生活支援サポーター事業についてであります。この事業の大切さについては私も理解をしますし、にかほ市が充実をさせようということで人数的にも配置を一生懸命やってきたということも理解をします。そういうことを念頭に、支援を受ける子供たち、そして支援をする人、あるいは学校現場がよりよい環境になることを願って質問することを最初に申し上げたいと思いま

す。

この事業とフェライト子ども科学館の施設管理と案内業務 10 人については、ことし 5 月から労働者派遣法に基づいた事業になりました。労働者派遣法については、労働者の派遣切りなどさまざまな問題が発生し、現在、国会で改正について論議をされております。

私は 3 月定例会においての質疑と教育民生予算小委員長を通して質問を行ってきた経過があります。また、教育委員会に資料を求め、数回の聞き取り調査も行ってきました。以上の中で明らかになった点を要約すると、1、行政改革の中で職員を削減しなければならない状況にあり、民間でできることは民間に。2、勤務時間、日数、賃金、保険などは変わらない条件で民間会社の社員として引き続いて生活サポート業務を行っていく。3、臨時職員では地方公務員法に抵触する疑いがあるため、一年で交代することになる。民間の会社に委託し、社員になることによって、子供たちに継続的にサポートすることができる。4、新規採用は教育委員会では選考をする。特殊な部門なので教育委員会として委託会社の要請に基づいて面接に立ち会い、質問等も行う。これまでと同じように教育委員会として関与していくことになる。5、支払い業務管理費は賃金に対して 7%となる。教育委員会の業務がそれだけ減少することになる。6、派遣会社の都合で解雇されることはない。7、今後、教育委員会部局の臨時職員についても地方公務員法に抵触しない方法を考えていくということでした。以上の経過を踏まえて質問をいたします。

1 点目、にかほ市でこれまで地方公務員法第 22 条第 5 項を適用し、市の業務に必要として各部局ごとに恒常的に臨時職員として雇用されてきた人数（緊急雇用対策やきめ細かな事業の臨時職員としての雇用されている職員を除き）と賃金総額、それぞれの部局の最長の継続年数について一覧表で説明を求めます。一覧表が配付をされております。

2 点目、締結された労働者派遣基本契約書では、「派遣労働者」と「派遣スタッフ」の二つの語句が使用されていますが、その使い分けについてどのようになっているのか。さらに、派遣労働者就業規則、派遣先の苦情処理管理規定、雇用条件契約書兼就業条件明示書（派遣会社と派遣労働者との間でのもの）、三六協定書等が契約書の内容に沿って完成されて提示されているのか伺います。

3 点目、この事業が次世代育成支援行動計画後期計画の素案にも成案にも提起されていない理由と経過について伺います。

大きな二つ目です。放課後児童健全育成事業（学童保育）と子供たちの育つ環境づくりについて、問題を絞って質問をいたします。

次世代育成支援行動計画後期計画では、放課後こども教室と学童保育クラブとの連携を強め、放課後の居場所づくりを全小学校で推進するとして、5 カ所 120 人から 7 カ所 150 人の目標を立てています。放課後こども教室については、3 カ所から 7 カ所の目標となっています。

教育委員会に関する事務の点検、評価報告書では、放課後こども教室について平成 21 年度で廃止の予定のため、新しい事業に移行しながら放課後児童クラブとの共通部分は一体的に取り組んでいき、地域の方々の参画を得ながら事業展開を図るとなっています。さらに、学童保育との連携については、事業のねらいが多少違うので、それぞれの目的にしたがって展開していきたい。また、

その中で評価委員の意見、総評として、放課後子ども教室事業は放課後の変化に対応するための事業として成果を上げてきたが、放課後児童クラブや学童保育等との連携も視野に入れた検討を加え、一層の充実を図っていただきたいと書いてあります。3月定例会での市長の回答も参考にして質問をいたします。

1点目、次世代育成支援行動計画をつくるに当たってのアンケートでは、一番多かった屋内で安心して遊べる場所がほしいという声に、市長は既存の公共施設を利用し、子ども教室や学童保育、社会教育事業を充実させて、遊びや学びの場を提供していくと答弁されています。そこで伺います。市内の小・中学校ごとの空き教室の状況について一覧表を出して説明してくださいと言いましたが、一覧表が出されていますが、ちょっとびっくりしている内容にあります。

2点目です。学童保育の現状、学童保育クラブとの登録者数、利用者数、施設の面積、指導員の数と比較、研修実績、保育内容、抱えている課題等について伺います。

3点目、学童保育の現場と学校、保護者との情報共有、連携が具体的にどのようなようになっているのか伺います。

4点目は、ちょっと小さい問題ですが、教育委員会に関する事務の点検、評価報告書に引用されている放課後児童クラブとはどのような事業で、予算措置はどのようなになっているのか伺います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、はい、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。きょうからの一般質問、よろしく願いをいたします。

それでは、竹内議員の御質問にお答えをしたいと思います。

私からは、学童保育の現状についてをお答えいたしまして、他の質問については、それぞれの担当部長等がお答えいたしますので、よろしく願いをいたします。

にかほ市には御承知のように、現在、平沢小学校の児童を対象として、仁賀保幼稚園内の夢ハウスで実施している仁賀保学童保育クラブと院内小学校及び小出小学校の児童を対象として、旧院内駐在所で実施をしております院内学童保育クラブがございます。また、金浦小学校の児童を対象として、金浦勤労青少年ホームで実施をしております学童保育たんぽぽサークルと象潟小学校及び上浜小学校の児童を対象として象潟保健センターで実施している学童保育のびやかサークルがございます。そして、上郷小学校の児童を対象として、星城保育園内で実施している学童保育星城クラブの5カ所で実施をしております。市政報告でも申し上げましたが、小出小学校の児童を対象とした学童保育クラブについては、PTA連合会や地域からの要望等を踏まえて7月から小出保育園内で実施したいと考えております。このため、次世代育成支援行動計画の後期計画にも掲げておりますように、現在の5カ所から7カ所とする計画は、平成22年度で6カ所となり、残り1カ所は上浜小学校の児童を対象とした学童保育クラブとなります。今後は、実施場所等の検討を行いながら、できれば来年度中にはすべての学区に学童保育クラブを設置したいと考えております。

お尋ねの利用者数や施設の専用面積、指導員の数などについては、担当の部長がお答えをいたします。

次に、学童保育の現場と学校、保護者との情報共有と連携についてでございますが、学童保育クラブには学校のようにPTAなどの組織がございませんので、定期的な紙面による連絡などが中心となっております。ただし、特に連絡等が必要な学童の親御さんには直接電話で連絡するなどに対応しているのが現状でございます。

以上でございますが、前段で申し上げましたように、他の質問についてはそれぞれの担当部長等がお答えをいたします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

教育長（渡辺徹君） おはようございます。それでは、竹内議員の学校生活サポート事業の御質問、二つ目についてお答えいたします。

まず、労働者派遣基本契約書の「派遣労働者」と「派遣スタッフ」の語句の使い分けについてでありますけれども、「派遣労働者」については法的な文言であります。派遣法等に基づいて公的に定められている部分に使われるということでもあります。また、「派遣スタッフ」については、文章表現でわかりやすい文言として使われていると。TDK親和との、いわゆる元会社との契約にかかわる内容等に使っているというようなことでございます。同じ意味でございます。

この契約書の内容、文言については、労働基準監督署から了解をもらっております。

次に、三六協定等が契約書の内容に沿って完成されて提示されているのかについてであります。雇用条件契約書兼就業条件明示書については、派遣元TDK親和株式会社が作成し、派遣労働者と契約するものであります。また、それに関連する派遣労働者就業規則及び苦情処理管理規定等については、労働局の審査を受けて作成され、雇用条件契約書兼就業条件明示書にも明記し、派遣労働者個人個人にTDK親和株式会社が説明しております。このことについては、派遣労働者と雇用主のTDK親和株式会社の間での契約でありまして、労働者派遣基本契約書の内容に沿って取り交わされていると私どもは認識しております。

次に、市内の小・中学校ごとの空き教室の状況でございます。「空き教室」という言葉は今使っておりませんので、「余裕教室」という言葉に読みかえていただきたいと思っております。この余裕教室の状況についてお答えいたします。

各学校からの聞き取りによりますと、小・中学校10校の中で余裕教室は5校に各1教室ずつありますけれども、授業を少人数学習の教室に分けて行ったり、あるいはコース別学習の教室として使用したりしておりまして、常時空いている教室にはなっておりません。また、平沢小学校については変則的なオープンスペースのつくりになっております。これは廊下も教室の一部として学習に使うことでありまして、これが5カ所あり、これも学校の授業の中で常時使用されております。

これらの教室は、放課後における使用状況も児童会とか生徒会活動や、あるいは各種委員会活動の準備作業などで頻繁に使われている状況でございます。各校の余裕教室の一覧は資料として配付いたしましたので、御覧いただきたいと思っております。

次に、教育委員会に関する事務点検、評価報告書に引用されている放課後児童クラブとはどのような事業で、予算措置はどうかということでございます。最初に、社会教育課で実施しております

文部科学省の補助事業であります放課後こども教室事業と厚生労働省の補助事業であります放課後児童健全育成事業との内容について、簡単に説明してから御質問にお答えいたします。

文部科学省の放課後こども教室事業は、放課後や週末等に子供たちの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の協力を得て、子供たちとともにスポーツや文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施する事業であります。市内では小学校を対象に行っておりまして、小学生を対象で仁賀保公民館ではキッズユートリック、金浦公民館では浜っ子クラブ、象潟公民館ではゆうゆうクラブという名称で各公民館で実施してございます。

一方、厚生労働省の放課後児童健全育成事業は、保護者が仕事等により子供の帰宅後の世話のできない家庭のため、小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童に対し、授業の終了後に遊び場や生活の場を与える事業であります。市では子育て支援長寿課で実施しております。

また、その厚生労働省の放課後児童健全育成事業の一環として行われている放課後児童クラブ、これは通称「学童保育」と呼ばれておりますが、市の事業名は「学童保育クラブ」であります。つまり、放課後児童クラブ、学童保育、学童保育クラブ、これらはすべて同一事業の別名でございます。したがって、教育委員会で行っております事務事業評価表の放課後こども教室事業の中で学童保育と放課後児童クラブが、あたかも別事業のように書かれていますが、これは間違いでありまして、市の子育て長寿支援課の事業名である「学童保育クラブ」に一本化して訂正してお詫びしたいと思います。

なお、放課後こども教室事業を実施するときに学童保育クラブの子供たちの参加が可能であれば、連携しながら進めていきたいと、そういうふうに考えてございます。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） 臨時職員の各部局ごとの人数、賃金総額、最長継続年数についての御質問にお答えいたします。

平成 22 年度に雇用した市の臨時職員は、緊急雇用事業やきめ細かな事業で雇用された者を除きますと、配付いたしました部局別臨時職員一覧表のとおりでございます。市長部局が 76 人で賃金総額が 8,767 万円、議会と選管がそれぞれ 1 人ずつの 138 万円、教育委員会部局が 55 人の 6,816 万円となっており、この中で最も長い継続年数は旧町時代からも含めまして、市長部局で 19 年、教育委員会部局で 15 年となっております。この状態は竹内議員が引用されました地方公務員法第 22 条第 5 項の規定にあります 6 ヶ月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。その任用を 6 ヶ月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない、こういう条文に抵触する疑いがあるわけですが、合併前の旧町では任期の更新というのは引き続き任用をいっているのであって、雇用が中断した後、改めて任用するのは更新ではないと解釈されまして、同一人の長期継続任用につながってきたものでございます。多くの自治体でこの解釈が一般的に採用されてきたのも事実でございます。しかしながら、最近の解釈では短い期間の中断で同一人を任用することは、この法律、この条文の趣旨に反していて、脱法行為となる場合があるとされております。また、ワークシェアリングという観点からも同一人が長期間にわたって臨時職員として仕事を得ていることに対する批判もまた大きいものがございます。合併後のにかほ市では、旧町の態勢をそのま

ま引き継いだことや臨時職員とはいいまして常雇のような形態になっておりまして、雇用契約の解消は即臨時職員たちの生活と雇用問題にかかわってくるなどの問題がありまして、現時点にあっても一覧表にあるような状態となっているところでございます。

今後の市の対応といたしましては、職員の生活と雇用を維持できるような状態でアウトソーシングを進めることとしております。例えば、一覧表にありますごみ焼却施設運転管理の5名については、10月から民間会社へ移行することが決まっておりますし、産業建設部所管の造林作業員、施設公園管理作業員、道路維持補修作業員につきましても平成23年度からの移行に向けた協議が進められているところでございます。一刻も早く地方公務員法に抵触しないような雇用形態にしたいと考えているところでございますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 竹内議員の大きな1点目の学校生活支援サポーター事業についての3番目の御質問にお答えをいたします。

にかほ市次世代育成支援行動計画後期計画の策定に当たっては、子供の視点、次代の親づくりという視点、すべての子供と家庭への支援の視点などさまざまな視点に立って、市役所内に設置いたしました検討部会、これは子育てに係る担当課となりますが、これと市民の代表による次世代育成支援対策協議会におきまして、さまざまな協議を重ねていただき、素案を作成したものでございます。学校生活支援サポーター事業につきましては、次世代育成支援対策協議会の会長さんが元教諭の方であったために、にかほ市の現状をよく把握されておりまして、他の市町村にもましてこれまでにかほ市が取り組んでおられることから、これ以上の子育て支援としての取り組みをわざわざ計画に掲げなくてもよいのではないかと御意見が出されてございます。委員がこの御意見に賛同されたために、素案には提起されておられない状況となっておりますが、にかほ市としては引き続き学校生活支援サポーター事業の充実強化に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと考えております。

次に、大きな2点目の御質問の市長からお答えありました学童保育の現状に関する部分の利用者数などについてのお答えになりますが、これについては皆さんのお手元に別紙の概要表を差し上げておりますので、そちらのほうを御覧願いたいと思います。

初めに、仁賀保学童保育クラブにつきましてですが、利用者数は上から三つ目になりますが37人となっております。それから専用の面積は67平方メートル、指導員の数は11人というふうになっております。それから、院内学童保育クラブ、これにつきましては利用者数が34人、専用の面積が55平方メートル、それから指導員の数が12人というふうになっております。金浦のたんぼぼサークル、これにつきましては利用者数が27人、専用面積が52平方メートル、指導員の数が4人、象潟ののびやかサークルにつきましては利用者数が36人、専用面積が56平方メートル、指導員の数が3人、それから学童保育星城クラブにつきましては利用者数が6人、専用面積が33平方メートル、指導員の数が2人というふうになっておりますが、この7月から実施予定の小出学童保育クラブにつきましては6人の利用者数の予定となっております。専用面積は44平方メートル、指導員の数は2名というふうになっております。

また、研修と保育の内容につきまして、一番下にこめじるしで書いておりますが、研修の実績につきましては年に一、二回、県が主催する研修会に参加して実施しておるところでございます。

それから、保育の内容の現状でございますが、すべての学童保育クラブが一定ではございませんが、出席確認、宿題ひとり勉強、自由遊び、読書、読み聞かせ、ビデオ鑑賞など、これらを行っておる内容となっております。

次に、三つ目の御質問についてお答えしたいと思います。学童保育クラブの現場と学校、保護者との情報の共有と連携については、学童保育クラブには学校のようなPTAなどの組織もございませんので、定期的な紙面などによる連絡が中心となっております。このため、スムーズな運営ができるように保育の現場と学校、保護者、また、送迎者との情報の共有と連携を図るために、週の予定や学校行事予定の確認と連絡の徹底、児童の欠席、早退の際の確実な連絡、移動時刻までの学校での待ち時間の指導、児童の移動における支援について特に配慮していただいております。また、特に連絡等が必要な学童の親御さんたちには、直接電話で連絡するなどして対応している状況となっております。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

5番（竹内賢君） 最初に議長にお願いしますが、市長の答弁と今の市民福祉部長の答弁が重複していますので、時間ももたないで、その点については注意をお願いしたいと思います。

何点が伺います。一つ目はですね、学校生活支援サポーター事業についての労働者派遣基本契約書があります。この内容を見ますと、第3条の派遣労働者の特定を目的とする行為制限ということで、甲、いわゆるにかほ市は、派遣労働者を特定することを目的とする行為をしてはならない。乙、TDK親和株式会社は、これらの行為に協力してはならないとあります。しかし、聞き取り調査や教育委員会の当事者や、あるいは議会 — 議案質疑の際の答弁の中でも、新規採用に当たっては教育委員会が選考する。特殊な部門なので、委託会社の要請に基づいて面接に立ち会い、質問等を行う。これまでと同じように教育委員会として関与していくことになると言ってあります。このことと、第3条とは、これ相入れないものじゃないでしょうか。この点について伺います。

それから、地方公務員法第22条第5項、総務部長から答弁されたとおりだと思います。ただ、ここには労働者の — 労働者、臨時の職員ですね生活やそういうものがやはり大きく絡んでくるわけです。そういうことを考えた場合に、一概にですね任用は — 便法的に任用、再任用というか、1ヵ月とか10日とか1週間置いて再任用を繰り返したと。更新はできないけれどもということやってきたということは、これは国家公務の中でも、あるいは県職員の中でも、県の中でも、全国的にいうといろいろな形でやられてきているわけですね。これは私たちが簡単にできる問題ではないと思いますけれども、一方においてですね、行財政改革だということ職員削減とか削減をどんどんやっているわけです。一方、職場においては、この仕事は絶対やはり必要な仕事ですよ。年間を通してずっと恒常的に必要ですよということになれば、やはり無理な職員の削減というのは、これできないものではないかと。その辺をきちんと入れて、生活も保障しなければならぬし、簡単に、はい一年終わりましたからあなたはやめてくださいということにはならぬだろうと、そういうことで便法的に — 便法的に言えば探したのがもしかすると今回の派

遣契約の関係だと、善意に考えればそういうふうにしてなるわけですけれども、その場合に本当にですね雇い止めとかそういうものがきちんと保障されていくのか、この保障についてできるのか。この中にこう書いてあるわけですよ。第 21 条では有効期間として、平成 22 年 5 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとなっており、契約終了 1 ヶ月前までに終了の意思表示がなければ引き続き一年間有効とあり、その後も同様となっていきます。労働者派遣個別契約では、派遣期間としてこれも平成 23 年 3 月 31 日となっております。一方、労働者派遣法第 40 条 2 の第 3 項では、派遣先の事業所、その他派遣就業の場所ごとの同一業務について、派遣元事業主から一年を超え 3 年以内を期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ省令で定めるところにより当該労働者の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならないとあります。とすると、同一校では最長 3 年となるのかどうか。1 年生から 6 年生までという教育委員会の聞き取りの際は、同一の子供に対して同じ人が支援をしていくということは 6 年間したいと。ですから 1 年でかわったりするのはうまくないので派遣契約することになったんだと、そういう話もあったんですね。この点について、どういう解釈をするのか伺いたいと思います。

それから、教育委員会の業務面が軽減されるという話です。今年度の予算を見ても去年の予算を見ても、定数は教育委員会としては 14 人になっています。これは将来的にいうと、例えば一人また削減になるのかとか、あるいは具体的にどういう業務面が軽減されるのか、231 万円ですか、3,300 万円掛ける 7%、231 万円が業務料として T D K 親和にいくわけです。この関係と、どういう - 何ていうか、見積りというか、仕事はこういうふうにして簡単になりますよと。ところが一方においては、教育委員会としてはいろんな形で関与をしていくというふうにして言っているわけですね。例えば、非常勤の勤務状況の整理簿とかそういうのも全部見て、そして払っていくんだと、こういう話までされているわけですから、どういう - どのくらい本当に軽減されるのかですね、これを教育委員会としてはどういう見積りをしておりますか。

それから - まずここまでにします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

教育長（渡辺徹君） 今の御質問ですが、今回の転籍型の T D K 親和に関する委託については 5 月に始まったばかりでありますし、これから今のその状況を踏まえながら一年かけて、じっくりその我々が意図するものに近づくような形で修正を加えたり、あるいはつけ加えたりしながら進めていきたいと、そういうふうに考えております。以上です。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 雇い止めというふうな話がありましたけれども、やはりこのサポート事業についても、そういう子供さんが少なくなれば、これは当然サポートの人数も減っていくわけですから、これは T D K 親和のほうに委託もしなければしなくてもよいという形になります。これは直接臨時職員で市が採用しようとも、これは同じ形態になるのではないかなと私は思います。

御承知のように、今、国も地方も大変厳しい財政状況にございます。こうした中で、これまで私どもが経験したことのないほどの少子高齢化社会を迎えるわけではありますが、こうした社会の中では、ある意味子育て支援とか医療とか福祉とか、こういうものの行政需要はさらに私は拡大してい

くんだらうと思います。ですから、そういう行政需要に対応していくためには、今、正職員を

— 事務事業の見直しもありますけれども、正職員を削減するなど行政経費を縮減して、そうした福祉政策、あるいは子育て支援、こうしたものの事業に充てていく以外にないと私は思っております。ことしの国の予算では一般会計 92 兆円ですけれども、赤字国債に大きく頼っての予算編成です。これ、国の予算、こうした形は、平成 23 年度以降は恐らくできないだらうと思います。そうなりますと、国は新たな財源を求め一方で公共事業の縮減、あるいは地方財政計画にも大きく切り込んでくるのではないのかなと思います。御承知のように私どもは税収が少ないので三割自治と言われておりますように、その 7 割は国からの財政支援、あるいは事業をやるための借金で一年間の予算を賄っているんですから、やはりここはこれからの行政需要に対応するためにも、民間でできるものは民間に移行していくのがこれからの行政運営ではなかろうかなと、私はそのように思います。

いずれにしても今の第二次行財政改革では、今後 5 年間で 43 人の職員を削減する計画でございます。この 43 人の削減した職員数、トータルで類似団体と比較して大体同じぐらいなんです。類似団体と比較して。今のところ類似団体よりもにかほ市の職員は多いんです。ですから、こうした形を継続的に改革を進めて、その効果を上げて、それからこれから必要とするいろいろな市民サービスに充てていきたい、こうでなければいけないのではないかなと私はそう思います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

総務部長（齋藤隆一君） 臨時職員のいわゆる雇い止めうんぬんの関係のことでございますが、先ほどもお答えしましたように、あくまでもこの臨時職員の生活と雇用を維持できるような状態で民間のほうへアウトソーシングするということが基本でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（佐藤文昭君） 5 番竹内賢議員。

5 番（竹内賢君） 今、市長のお話の中でですね、該当する、支援を受ける子供たちが少なくなる、あるいは卒業するということになれば、その人については、支援サポーターは、支援員は必要なくなる、必要って言い方はおかしいんですけれどもなくなると。そうすると少なくなっていくんだという話でした。これわかることはわかるんですけれども、そうするとさっき言ったですね、当の教育長はそういう細かいってことですが、基本的な — 契約書の内容からいってですねはっきり言うと私は基本的なものだと思っているんですけども、そういうものについてはこれから研究をしていくんだと。ということは、前のですね議案質疑の際に、私はこの問題についてはどういう対処をしてきたんですかって言ったら、2 年ぐらいにわたってですね、確か研究をしてきたんだと、そういうお話でした。ところが今、私は今の教育長の話も聞いてですね、それから教育委員会に聞き取りや調査を何回か行った話を聞いて、見た感じですが、準備をしてきた割には調査研究が非常に少ないです。そういう中でですね、今回踏み切ったってことについては、やはり行政としてはもう少しきちんとした調査研究をやって、今やりながら、走りながらやるんじゃなくて、これは生活にもかかっていますし、子供たちの学校生活にもかかっているわけですよ。かなり心の問題にもかかっている問題ですからね、あるいは学校現場の先生方の問題もあるわけです

よ。したがってですね、きちんとした研究調査をやって、そしてやるべき仕事だったと思うんです。したがってですね、今の走りながら、5月ですから、5月ですからっていうふうにしてというのは、これは話にならないんですよ。ですから、さっきの言った例えば事前面接とかに当たるんじゃないとか、あるいは年数が3年以内とか、そういう法的な問題もクリアしているのかということによっていますから、これはこれから研究するとか調査するとかということじゃなくて、それについてはきちんと本当はやはり答弁をほしかった問題だと思うんです。さっきの市長の言った子供が6年、あるいは中学校の場合ですね1年から3年、続けていくことになるわけです。ところが3年だとすればですよ、かわるとすると3年ついてあとは別のほうに行かねばねっていうことになってしまうんですよ。私の理解ですと。そのあたりについてもう一回、もしその点についてきちんと判断できなければ、後ほどでもいいですから書面で労働基準監督署等の相談をしてですね、お願いをしたいと思います。

それから — 答弁ありますか。

議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

教育長（渡辺徹君） 今のその御質問ですが、私どもの理解としては、その6年でも9年でも継続してやるっていう、採用できるという、そのことをこれまで研究してきたということでありまして。ですから、私どもはそれをまずやるということで今月から始めたわけです。そして、学校現場でその子供たちがその恩恵をこうむって、やはりその事業に対して、あるいは生活に対して、これが子供たちのために非常にプラスになると。その視点と、それから雇用するそのサポーターの人のその人たちが、どれだけいい条件で働けるか、その辺のところを中心にしてこれまで考えてきたわけです。ただその中で具体的な細かいところまでは詰めてない部分はあったかもしれません。しかし、基本的なその部分については変えない方針で今この事業を立ち上げて進めたわけです。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

5番（竹内賢君） 派遣法ですね26条第7項、これ事前面接とか、教育委員会が採用からずっとかかわってですね、この人間を採用しますよと。そしてやるわけですね。こういうものに、いわゆる26条の7項にはこれは抵触しないんですかというのがまず一つです。

それからもう一つは、40条2の第3項、このいわゆる年数、これも研究して当局というか具体的に基準監督署とかそういうところと話し合っ、これも問題なしという、そういう研究結果のもとでの内容ですか。

議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

教育長（渡辺徹君） 今の話については、先ほどもお話したとおり、そういう不都合が出てきたようなことについては、TDK親和とこれからさらに協議をして、そして私どもが求めるところに沿って話を進めていきたいと、そういうふうに考えております。

議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

5番（竹内賢君） ちょっと私の聞く内容とは今の答弁、違うわけですけども、じゃあ私の感想だけ一つ言います。やっぱりこの事業をやるに当たっては、もう少し教育委員会としては、当局

のほうもですけども、きちんとした調査研究、そしてよりよい方向を出すためには、法律にもきちんと、法の解釈もきちんと受けてですね、そういうふうにしてやるべきだった仕事だと思いません。今、走り出してしまっているわけですけども、これ生活の関係もあるし子供たちの関係もありますけれども、教育長が今言ったこれからもっと研究しますよと、そういうことで、その内容について本当に大丈夫なのかですね、それが例えばこの法律をクリアできる内容でいくと。そして子供たちにも支援員にも現場にもきちんとやる、対処できる内容ですと、そういうふうにしてもらう、そういう道筋というものをきちんと立てていくべきだと。もう走り出しているわけですけども、思いますから、その点について今これ以上の答弁というのはいけませんから

—。

それでは、二つ目の放課後児童健全育成事業についてです。先ほどの中でですね、ちょっと気にかかった点は、学童保育クラブの概要の中で金浦たんぼぼサークル、あるいは院内学童保育クラブ、それから仁賀保学童保育クラブ、象潟のびやかサークル、いわゆる学童の専用面積について、1.8とか1.62とか1.93とか1.56、こういう内容についてまず一つはどのように考えますか。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） お答えいたします。学童保育クラブの設置につきましては、市のほうから委託をお願いをしておられる現状でございますが、実際に学童をお預かりしてやっている学校につきましては、その利用者数の人数に応じた専用面積を確保した上での実施にしたいということで契約をしておりますので、若干少ない学校もありますけれども、市としてはこれで足りているものと考えております。

議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

5番（竹内賢君） 考えてみてですね、あの動きの激しい子供たちとかが1.56とか1.62のこういう小さいところにですね入って、十分な何ていうか生活っていうか、そういうものができるとお考えですか。この内容では、みんなほとんど、あの部屋での活動になっているわけですね。宿題、ひとり勉強、自由遊び、読書、読み聞かせ、ビデオ鑑賞とか。外に連れて行って遊ばせるとか、あるいはそういうこともやっているとすれば、またそういう内容をちょっとお聞かせ願いたいし、この内容そのもの — 1人当たりこれしかないわけですよ。これでいいのかどうかということも一つあるんです。これは最初に言った各市内小・中学校の余裕教室ですか、例えば象潟小学校の場合は、前は4学級3以上のときの学校ですね、クラスが、それが今2学級全部なって12学級しかない。確かにオープンスペースとかそういうふうにして、もっと別の形での授業内容とかそういうふうにしてはわかるわけですけども、余裕教室、余裕教室というのは絶対なくなっていくということはないわけですね。例えば対象人員の小学校では、この間も載ってましたけれども、児童室ですか、児童室ができて子供たちがその中で行動できると、活動できると、そういう話も出ているわけですよ。したがって、余裕教室ができた場合は、例えば学校の校舎の中での警備の面とか管理の面、それはわかります。トイレの問題とかあります。しかしながら、将来的には私はやっぱり今の学童クラブの、学童保育の面積の関係もあるから、学校での余裕教室を利用してですね、そして学校管理、そういうものをきちんとやっていくと。そういうことでの話し合いにもっていけるような

ことが例えば次世代の問題、育成の問題にしても、当然考えられてしかるべきじゃないですか。その辺について教育委員会、あるいは市、やる気があるのかどうかですね。

それからもう一つ、さっきちょっと、こういう話っていうのはおかしい、育成支援計画立てたときの会長が元教員であって十分わかっているからと、載せなくともいいというの、そういう話っていうのは私はないと思うんですよ。当然ですね、これはだれのための行動計画であって、だれのあれですか、市民も全部見るわけですよ。会長一人が覚えた、あるいは支援計画を立てた委員会が覚えているからっていうことだけでは成り立たないと思うんですが、その点について伺います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 初めに、後のほうの質問からお答えしたいと思います。会長さんはあくまでも教諭をなされて退職された方ですけれども、にかほ市のこの現状を非常によく把握されておる方でした。秋田県内においてもにかほ市は他に先駆けて実施されていると。これ以上のものは要求できないんじゃないかというようなお話でございまして、わざわざそれ自体を、100%以上やっているような状況のものをわざわざ計画に上げるのは何かおかしいのではないかというようなことで、引き続き実施していただくことを市のほうにお願いすることで計画には出さないということの御意見でございましたので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、専用の面積についてでございますが、保育の内容の一番下に掲げておりますように、宿題、ひとり勉強、自由 — 遊びといっても跳ね回るような遊びではございません。読書、読み聞かせ、ビデオ鑑賞、これらを行っているものでございまして、運動するような体育館のような大きなところで遊ぶようなものではございませんので、1人当たり1メートルあれば十分、机一つくらいあれば十分かと考えておりますけれども、学校 — 保育園ですので、学校で学童保育クラブをできれば最高なんですけれども、保育園で現在のところ実施しておりますので、どうしても専用の面積がそのようになっておる状況になっております。

議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

教育長（渡辺徹君） 先ほどの余裕教室の件ですが、何ほども教室余ってきているんでないかという、そういう発想では今ないんです。授業形態が変わってきているんです。かつては40人の子供を一つの教室に集めて、そして授業をやっていたんですが、今は少人数学習指導というのが主流になっていまして40人を三つや四つの教室に少人数にして、そして先生方がいわゆる個別的に一人一人にきめ細かく対応しようという、そういう学習形態になっているんです。したがって、かつてのように12学級あったのが今10学級になったから二つ空いたという、そういう教室の空き教室にはなっていないということが実情であります。

それから、先ほどの生活サポートの件でちょっとつけ加えますが、先ほどいろいろお話ありましたが、私どもは今回のその生活サポート員の採用についても、条件についても、これまでの3月議会までに話してきたことをそのとおりやってきてございます。ただ、それと契約書の文言が、それがちょっとすれ違いがあったと、その辺のところは私どもはこれから修正していきたい、そういうふうに考えております。

議長（佐藤文昭君） 子育て長寿支援課長。

子育て長寿支援課長（齋藤美枝子君） お答えします。この専用スペースにつきましては、あくまでもこの下のほうに書いてあるような座つての内容で、本人 1 人あたりは 1.65 平方メートルということになっています。割り込んでいけばこの規定に該当するぐらいで、手狭にはなっていますが、ちょうどいいぐらいの専用スペースになっております。こういう状態ですので、そのほかにもどのクラブも広い体育館を借りたり、それから保育園の園舎のほうの広いところを借りたりということでも活動の場面ではそういうところを利用してあります。以上です。

議長（佐藤文昭君） 5 番竹内賢議員。

5 番（竹内賢君） 私は、やることと、それから法的に 40 条とか、あるいは 22 条ですか、こういうこと - 21 条ですか、こういうことと全然抵触しませんよと、大丈夫ですよと、そういうふうにして見えていますか、それ 1 点だけ伺います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

教育長（渡辺徹君） 私どもは今そういうふうに、確かに今までやってきたことをそのとおりにやろうとしております。そのためにその法律的なものがもし引っかかるならば、それはそこで多少の修正は加えますが、しかし基本的にはその法律をクリアしながらやっていきたいと、そういうふうに考えております。

【5 番（竹内賢君）「終わります」と呼ぶ】

議長（佐藤文昭君） これで 5 番竹内賢議員の一般質問を終わります。

10 分間、所用のため休憩します。

午前 11 時 01 分 休 憩

午前 11 時 11 分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13 番市川雄次議員の一般質問を許します。13 番市川雄次議員。

【13 番（市川雄次君）登壇】

13 番（市川雄次君） それでは、通告書に従いまして一般質問を大きく 2 点させていただきます。

まず 1 点目ですけれども、家族介護者の支援についてということです。平成 12 年 4 月から始まった介護保険制度、早いもので運用開始からことして 10 年目を迎えております。御存じのとおり、この介護保険制度は、それまでの介護のあり方を家族中心のものから社会全体で取り組むという制度に変えるものであり、いつでも、どこでも、だれでも利用できる介護支援の整備を目的に構築されてきました。しかしながら、著しい高齢化の進行に伴い、介護全般に係る負担が今後もふえ続け、社会全般における介護経費は増加の一途をたどることは避けられない状況にあります。

これまでも見聞して感じられていたことではありますけれども、確かに介護保険制度により多面的な介護サービスが整備され、ひと昔前のような一から十まで家族が介護負担をしなければならな

い、そういう状況は劇的に緩和されてきましたけれども、それでもなお介護に係る諸負担を家族が補完しなければならず、特に介護経費の家族負担額が増加し、そのことに家族は悲鳴を上げていることも事実です。つまり、介護保険制度では、高齢者の扶養に係る現金給付はほとんど年金で賄われているという前提で制度設計をされたわけですけれども、実際の介護に係る経済的負担については年金所得の低い人ほど、結局のところ家族の扶養になっているのが実態であります。

にかほ市においてもこの問題は実態として存在しているながら、今までのところ大きく顕在化することはありませんでしたけれども、昨今の経済状況の悪化や家族介護者そのものの高齢化という現実が確実に介護する側の家族をむしばみ、そのことが表面化し始めてきていることも事実です。

このような潜在化してしまっている家族介護のジレンマを社会的レベルでどのように取り組んでいくかが今後の介護保険制度のもとでの課題であると私は考えております。ただ、現在の介護保険制度は、あくまでも本人支援を原則としております。したがって、家族介護者の意向に基づいた支援をするという仕組みが備わっていません。また、制度設計をするのは、現場運用をする市町村レベルではなく、国レベルであるというゆがんだ環境にあることも事実です。だからといっても手をこまねているわけにはいかないと思います。家族介護者を支援するための新たな制度設計が必要な時期に入っていることに間違いはないわけであり、実際の運用の中でどのように家族介護者の苦悩を把握し、その緩和と解決のために取り組んでいくかが今後ますます求められていくと思いますが、当局の見解をお伺いしたいと思います。

続いて2点目です。病児・病後児保育の現状についてです。

保育環境の充実が両親にとって仕事をしながら安心して子育てをするために必要であるということと言うまでもありません。子供を預けて仕事を始めても、保育園児などは集団生活を余儀なくされている子供が病気にかかって熱を出したり、嘔吐をしたりということをとめることができません。さきの一般質問でも述べましたように、老人介護が介護保険の導入により個人が対応するものから社会が対応することになったように、病気になってしまった子供も親が見るべきものから地域社会が一体となって支えていくものになっていかなければならないということの認識は再確認すべきものと思います。

およそ16年前から国も都道府県、市町村に働きかけ、乳幼児健康支援一時預かり事業を行うように要請し、平成15年からは各自治体に対し、次世代育成支援計画作成を義務化し、少子化対策の一環として病児・病後児保育への取り組みを求めております。ちなみに乳幼児健康支援一時預かり事業、通称が「病児・病後児保育事業」ですけれども、病気回復期にあり、医療機関による入院、治療の必要はないけれども安静の確保に配する必要がある集団保育が困難な保育所に通所している児童で、かつ保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童が対象になり、病院や診療所が行う場合には病後児のほかに病児も含めて差し支えないと。保育園児以外でも対象にしてよいといった定義がなされております。

にかほ市でも平成17年に次世代育成支援行動計画、10年間の計画が策定され、ことしからは後期5ヵ年計画に入っており、先ほどその計画書が配付されておりますが、そしてこの計画内に平成

21年度までに病児、特に病後児保育として施設型及び派遣型事業所を2カ所設置するとしていました。実際のところ昨年度、平成21年度の時点で計画が実現できていない状況にあるように思います。もちろんこの事業の実施には一時保育や休日保育などよりもクリアしなければならない困難さがあることは認識しております。ただ、この事業を待ち望む人がいるからこそ事業計画としてうたい、事業の実現に努力してきたわけですから、できませんでしたというわけにはいかないはずです。まずは病児、時に病後児保育事業の現状と課題、今後の取り組みについて当局の考え方をお伺いしたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、市川議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、家族介護者の支援についてでございます。実際に介護を受けられている方の経済的な負担については、要支援、要介護の状態に応じて介護保険から支給限度基準額内の範囲で負担がなされ、本人の負担額は1割となっております。しかしながら、御指摘のように年金所得の低い方は家族の扶養とならざるを得ない状況でございます。ましてやひとり世帯で所得の少ない場合には、本当に大変だろうなというふうにして思います。市川議員もお考えのように、この問題は現場の市町村レベルではなく、国レベルの問題であると思います。これは国の年金制度における基礎年金が国民年金であり、国民年金を40年間かけたとしても年間79万円ほどの年金しかないというのが現状でございます。こうした支給額が、給付が少ないところに一つの問題があるのではないかなと思います。言いかえれば基礎年金だけの国民年金の方は生活保護基準よりも年金額が少ないということになります。例えていうならば、40年間の年金を納めた方が生活保護を受給されている方よりも支給額が低く、議員がお話のように年金所得の低い方はやむを得ず家族の扶養とならざるを得ない現状でございます。介護保険制度は家庭で介護している家族に対する給付は現在のところ制度化はされておりません。このため、にかほ市では市単独事業でこうした方々へ支援するために、少額ではございますが家族介護援助金助成事業を実施しております。要介護4または5に認定された寝たきりの高齢者等を自宅で3ヵ月以上介護している世帯に対しては、1ヵ月のうち在宅で介護した日数が7日から14日までの場合は月額5,000円、15日以上の場合には月額1万円をそれぞれ3ヵ月分をまとめて支給し、家族介護者の方を少しでも支援したいとの思いでこの事業を実施しているところでございます。また、それ以外に在宅の要介護高齢者等と家族の支援として1ヵ月のおむつ代の2分の1を助成するおむつ代助成事業、医療機関への送迎を援助する外出支援サービス事業、在宅で介護した日数により介護用消耗品の支給券を助成する家族介護用品の支給事業などを単独で実施をしているところであります。

以上のようなことから、国において介護保険制度そのものを見直し、家族介護者の支援を図ることも必要な時代になってきているのではないかなと思います。残念ながら国レベル、あるいは私も地方レベルにおいても、この家族介護の支援については、私の知る限りにおいては一度も話されたことはございません。当然ながらこれは県の市長会、あるいは東北、全国の市長会においても、国に対する要望の中ではこうした取り扱いは今までされたことはないかと記憶しております。そのよ

うなことで、私としてもいろいろ勉強しながらですね、この形がどういう形の支援ができるのか、県の市長会あたりでも意見交換をしてみたいもんだなと、こういうふうにして思います。

また、家族介護者の苦悩の把握と、その緩和と解決についての御質問でございますが、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネージャーが家族の抱えている悩みや心理的な負担などについて常に相談を受けてアドバイスをしているところであります。また、家族介護教室なども開催して、在宅介護者のさまざまな介護方法の習得や介護者同士の交流を図り、健康状態への相談対応などにも努めている現状でございます。今後とも市民の皆さんのいろいろな声を聞きながら、市としてどのような支援ができるのか、家族介護に対してどのような支援ができるのか、支援の内容については市単独ですので限られておりますが、これからもいろいろ検討、勉強をしてみたいと思っております。

次に、病児・病後児保育の現状と今後についてでございます。御承知のように病児・病後児保育事業の体調不良児対応型の実施について、以前ある保育園で検討された経緯がございます。この体調不良児対応型事業は、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童を対象としております。しかし、補助要件としてこの事業を担当する場合、看護師等を1名以上配置しなければならず、預かる体調不良児の数は看護師等1名につき2名程度とされております。このため、補助事業としての検討はされましたが、残念ながら実施するまでには至っておりません。

しかしながら、御指摘のように現実的にはこのような児童が出ておりますので、各保育園としては速やかに親御さんに連絡を取り、なるべく早く保育園に迎えに来ていただいて、一刻も早くお医者さんに診ていただくようお願いをしております。しかし、御家族の方がすぐに迎えに来られない場合には、保育園で迎えに来るまで預かり、対応せざるを得ない状況となっていることから、今後の課題としていただいております。

制度的には国の保育対策促進事業補助金として国・県・市町村が各3分の1の補助の病児・病後児保育事業がございます。また、県単の病児・病後児保育事業の体調不良児対応型としては、県が3分の1、市町村と事業主で3分の2を負担する制度もございますので、事業を担当する場合に看護師等を1名以上配置しなければならないという条件はありますが、これからも各保育園などから引き続き設置に向けて検討をしていただきたいと思います。補助事業に基づいて場所や人材を確保する見通しを立てて、事業を希望する方があれば市としても設置に向けて積極的に支援をしてみたいと思っております。

議長（佐藤文昭君） 13番市川雄次議員。

13番（市川雄次君） では、再質問をさせていただきます。今の市長の答弁の内容についてですけれども、まず家族介護者のほうからまず集中的にさせていただきますが、確かにこの問題、私も先ほど言いましたように、市長の答弁にもありましたように、市町村レベルで取り組むには非常に大きな問題であると。あまりにも国の壁が厚いと、介護保険制度、これは十分認識しております。ただ、私の一般質問のやり方もちょっと悪かったんですが、経済的負担の部分の特段テーマとして挙げてしまったんで、そこの部分でちょっと大きく答弁をいただいた感じになっているんです

が、要は家族介護者の悩みや負担等をどのように今後集約していくのかと。特に経済的負担との兼ね合いなんですけれども、要するに扶養する子供も年金受給者になってきているんです。高齢化社会が激しく進展して。ですので、高齢者を高齢者が扶養するという仕組みになってきてしまっていて、要するに少ない年金で少ない年金で少ない年金ですべての扶養が行われているということ。ただ、個有的な、経済的な内容について相談する窓口がない、あるいは相談をしたがらないという家族がやはりいるわけです。なかなかそういう身内の恥だと、自分の恥だということで、それをなかなかおもてに出してこない。じゃあそれを先ほど市長の答弁では包括支援センター及び各施設に配置しているケアマネージャー等が相談窓口になっていると言いますが、ケアマネージャーの業務そのものは基本的には介護を必要とするお年よりの介護サービス、それについての相談業務が主であって、その家族の負担についての相談業務というのは、言葉悪く言えばついであるという仕組みになっているわけです。その部分についての点数化もなされていないということで、それによって、じゃあケアマネージャーどのぐらい、そんなことしないのかといえば、相談されれば相談するんですが、非常に激しい業務の中に今あります。非常に担当する高齢者の数が増えて、とてもじゃないけれどもそこまで手が回らないという事実も存在しております。そのようなときに、やはり今の仕組みのままでそういう家族介護者の悩み事を一括して相談できる窓口になり得ているかいないかという、私はなり得ていないんじゃないかというふうに思うわけです。ですので、私がここで言いたいのは、まず、相談窓口を今後ぜひ整備してもらいたいと。要するに今までの仕組みもそれはそれでいいんです。家族介護者の方で、そのケアマネージャーの人たちとかと話をしているうちにそういう話をする人もありますけれども、そうでない、まだなかなか担当ケアマネージャーのいない家庭では、どこに相談に行っているのか、例えばもう極論言えば、うちのおじいちゃんあたたつと。組合病院に入院してる。組合病院に入院していてもすぐ治療行為なくなればすぐ出ていってくれと、こう言われていると。そのときの相談窓口がどこにあるのか。役所に電話する人はまだいいほうです。できない人もおるということ。そういう方々の相談をどのように受けつけていくのかということ、あるいは実際に介護が必要なお年より、家庭の目に見えない潜在的な、人に言えないような悩み事をどのように集約していくのか、そのためにどのように取り組んでいくのかというのをもう少し具体的に答弁いただきたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） この後、部長なり、あるいは課長から答弁させますが、基本的にはやはり包括支援センター、ここでの相談窓口というふうにして考えております。ただ、問題なのは経済的なものを相談されて、それが市として手当ができるかどうかということが一番やはり悩みだろなというふうにして思います。こういうことがどういう形でできるのかは、これからさっき申し上げましたように研究する度合いもありますけれども、一番はやはり経済的なことを相談された場合、公費では当然負担はできないわけですので、このあたりがですねどういう形で確立できるかはいろいろ勉強をさせていただきたいと思えます。

その補足については、部長にお願いします。

議長（佐藤文昭君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 今、市長のほうからもお話がありましたけれども、相談窓口としては地域包括支援センター、これが窓口となって今現在その悩み事、あるいはさまざまな相談をいただいているところでございますが、私自身もちょっと感じておるんですが、地域包括支援センターという名称ですね、これが非常に市民の方に浸透していないのではないかとというふうな感じを受けてございます。もっとこうわかり — どういうふうに直したらいいのかわかりませんが、地域包括支援センターそのものとして別の名称、例えば高齢者の支援、そういうふうな別なもっとわかりやすい名称に直したほうが、もっと市民の方から窓口としての利用が多くなるのではないかとというふうに思っておりますのでございます。

悩み事につきましては、さまざまな介護だけに限らずいろいろな御相談がされておりますので、相談に来た方については支援センターのほうで丁寧に御指導をしておるところでございますが、なかなか窓口に来て、いらっしゃってくださらない方については、どうしても集落での説明とかいろんな機会を利用して、この地域包括支援センターのあり方についてお話をさせていただいておりますが、ケアマネージャーさんもありますので、そういう方々からも、あるいは市の担当職員の方々からも出前講座などを利用しながら、この窓口としての普及を図っておるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 子育て長寿支援課長。

子育て長寿支援課長（齋藤美枝子君） 私のほうからお話します。介護の認定を受けて介護サービスを利用する場合には1割負担という原則がありますが、サービスの内容によっては一律の1割負担ではなくて、その収入の状況によって4段階の1割負担というところがあります。その面で大分収入によってはいろいろ加減できる部分なのかなと思います。

また、そのほかにケアマネージャーは必ず在宅でいると担当してまして、1ヵ月に1回以上はそのお宅を訪問して、いろんな介護の相談、介護における場合の経済的な負担というところも相談にのっております。その中で、このような介護サービスを受けるにはどれくらいまでお金負担できますかというところで、その相談にのりながら、その負担の度合いによって、じゃあこのようなサービスがありますけど、こういうふうに組み合わせればこの負担もより少なく済みますよという、そういう負担のことについての相談にもなっております。

あと、ケアマネージャーはいろいろな相談を自分で抱えて悩んでいる方もやはり中にはいますけど、そのケアマネージャーを指導すべく地域包括支援センターには主任ケアマネージャーということで指導に当たるケアマネージャーがいます。その中でいろいろな困難事例について相談にのって日々やっています。こちらのほうでケアマネージャーの相談にのって、どのような内容なのかというと、やはり介護に関することが多くて、去年ケアマネージャーとの間で記録されている件数だけでも介護関係は198件いろいろ相談にのっていますということで記録されておりました。日々このような活動をされているということです。以上です。

議長（佐藤文昭君） 13番市川雄次議員。

13番（市川雄次君） そうです。確かに地域包括支援センターを中心に高齢者の見守りが行われているというのは理解しております。ただ、この家族介護者の不安というのは、介護者本人もそ

うです。さることながら、介護を必要とする人もさることながら、家族の方の不安や悩み、これを解消しないとやはり、言葉悪く言えば身体的虐待、あるいはネグレクトによる虐待、ここにつながっていき、最終的には自殺問題へと発展するということがやはり言われておるわけですし、ある

－ 可能性もあるわけです。今年度より、要するに今言われているように、ケアマネージャーが担当している高齢者を持つ家庭はいいのです。何だかんだ言いながらケアマネージャーがそれを把握して地域包括支援センターのほうに報告するという仕組みになっているから。ここで望んでいるのは、今年度より始めた巡回事業です。これをどのぐらい活用していくのかということ、この巡回事業を高齢者世帯を中心に行われていくのかと思いますが、もう少し幅を広げて、もう少し守備範囲を広げてもいいのではないかなというような、どのように活用されていくのかというのはちょっと分からないので、これから進めていく段階において、この巡回事業というのは非常に活躍し得る範囲が広いのではないかと思います。ですので、この事業に非常に期待をしているということも含めての一般質問でございます。この点について、答弁あるかないかわからないですけれども、答弁あるとすればお答えいただきたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 市長が公約されております高齢者見守り巡回事業でございますが、平成 22 年度、今年度から一部スタートというような形でございまして、予算も計上いただいておりますが、75 歳以上の高齢者、あるいはひとり暮らし、合わせてこれらの方々を対象としておるわけですが、実際、民生児童委員の方々、あるいは地域における町内会の方々からもさまざまな面で実際に非常にひとりでは暮らしていくのに大変な方については現在も支援をしておるのが現状であります。それ以外の元気であってもやはりひとりで孤立している方もおりますので、それらも含めてこの事業で助けてあげればというふうな形で進めようとしております。それで、今年度はこの対象となる方々をできればリストアップして台帳整備をいたしたいというふうに考えてございます。そのために社会福祉協議会のほうに委託しまして、地域を旧 3 町ありますので、この三つの地域をそれぞれ巡回しながら、町内会のほうに入りながら、民生児童委員の方々の協力もいただきながら、なるべく多くの孤立している方々を把握できればというふうに考えてございます。その把握した上で、また平成 23 年度、さらなるこの事業の活用の方向性を見出して支援していきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 13 番市川雄次議員。

13 番（市川雄次君） 今の答弁で、まず、人に相談できる家庭はいいのです。できる人は。要するにできない人をどのように相談まで導けるかということだと思いますので、今回の巡回事業にちょっと枠をはめるのではなくて、どのぐらい幅広く運用できるかということも御検討いただければというふうに思います。

引き続いて 2 番目の点についてお伺いしますが、市長の答弁で病後児保育については、計画はしていたけれども実際のところ不可能であると、できないでいるということの答弁です。後期 5 カ年の計画策定、先般配られたのも見ました。ただ、今後もやるために努力はしていくと、検討していくという内容にはなっておりますが、その原因というのは今の答弁で大体わかるんですが、もう少し

し具体的に、なぜこの病後児保育ができなかったのかと、今のところ実現しなかったのかということを担当のほうで具体的にもう少し詳しく、できなかった原因、当然計画の見直しを行っているわけですから、検証を行っているはずですので、その内容について御答弁をいただきたいと思ます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） お答えいたします。できなかった原因というような形でございますが、市長からお話ありましたように、補助事業としての要件、これが非常に厳しいものがございました。どうしても経費の維持 — 全額市で負担できればいいわけですが、そういうこともできませんので、どうしても補助事業を頼らざるを得ないという状況にある現状において実施できなかったものでございます。ただし、後期計画の — 皆さんにお渡ししております次世代育成支援行動計画の後期計画の中の 38 ページ・39 ページにも掲げておりますように、病児・病後児保育事業につきましては、現状ではゼロになっておりますが、目標の平成 26 年度までには 1 カ所の 252、これを目標として掲げてございますので、市としては今後とも引き続き取り組んでまいるといことで御理解をいただきたいと思ます。

議長（佐藤文昭君） 13 番市川雄次議員。

13 番（市川雄次君） 説明をまずお伺いすると、いわゆる施設型の病後児保育の実現を目指していたように聞きます。その施設型については非常に厳しかったと。補助金の要件が厳しく、受け入れ先が最終的には見つからなかったということです。ただ、計画の中には派遣型のほうについても検討を加えるということについての明記があるんですが、派遣型については検討されたのかどうかちょっと答弁の中に出てきてないので、この部分についてちょっと御答弁をいただきたいと思ます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 派遣型についての御質問でございますが、こちらにつきましても協議はされたわけですが、今の段階では計画に上げるまでの検討がなされてございませんでしたので計画には載ってございませんが、引き続き派遣型も含めまして市では検討をしておるところでございますので、御理解をいただきたいと思ます。

議長（佐藤文昭君） 13 番市川雄次議員。

13 番（市川雄次君） 確かに施設型にしるですね、病後児保育 — 特に病後児保育についてなんですが、補助金要件が厳しいと。補助金が運営費の半分程度であるということで、どう考えたって間に合わない。病後児保育、インフルエンザに代表されるように、あの資料をいただきました。いただいた資料に季節的なニーズというのがありまして、あんまり必要とされないときと、むちゃくちゃ需要があるときというように分かれていて、経営が安定しないということはあると思ます。その中で看護師 1 名を配置するというのは非常に厳しいという部分に施設型だと思います。そうすれば、やはり私はもう少し民間団体によるサポートセンター的な、ファミリーサポートセンター的なところでの派遣型の一時預かり保育事業にももう少し重点を置いてもいいのではないかなというふうに思ます。施設型は今後も多分厳しいと思ます。病院関係でやらないと、看護師がも

う既に配置されているところでやらない限りは施設型は私は厳しいと思います。そうすると、派遣型のほうにももう少し切りかえて柔軟に対応できるような方向で考えていったほうが実現は可能なのではないかと思います。実現可能な方向に向けての取り組みについてどのように考えておられるか答弁をお伺いします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） お答えいたします。派遣型のファミリーサポートセンター的なものでございますが、これについても1ヵ所目標には掲げておるところでございますが、実際、目標年次までにはにかほ市としてぜひ目標に掲げておる数字をクリアしたいというふうに思っております。それまでの間、ここの二年は検討期間として関係機関と協議をさせていただきたいと考えております。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 13番市川雄次議員。

13番（市川雄次君） 施設型、派遣型、二つあるわけですが、まずはいずれか一方を計画年度に達する前にでも実現してもらいたいと思います。要するにニーズがあるわけです。職場でも、例えば子供が病気になったと保育園から電話がかかってくると。迎え行かなきゃいけない。あんな悪い。でも行かなきゃいけない。そういうことが実際起こっているわけです。そのときにやはり受け入れてくれるところがあれば、女性のキャリアアップならずとも通常に働くということにおいても、男性が協力すればいいんだろというけどなかなか難しいと思います。そうしたときに、社会で支える仕組みを、こうしたほうがいいですよというのがあるんですから、それを実現に向けてもう少し汗をかいていただいてもいいのかなというふうに思います。大変難しい問題だとは思いますが、汗を一生懸命かいて頑張りたいと思ひまして一般質問を終わります。

議長（佐藤文昭君） これで13番市川雄次議員の一般質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後0時59分 再開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番伊藤知議員の一般質問を許します。6番伊藤知議員。

【6番（伊藤知君）登壇】

6番（伊藤知君） それでは、一般質問通告書に従いまして、大きく3点について質問いたします。

最初に、緊急情報メール発信システムの構築に関して質問いたします。現在、にかほ市において全国瞬時警報システムJ-ALERTが整備されております。このシステムは、対処に時間的余裕がない大規模な災害や弾道ミサイル攻撃等についての情報を、国から住民まで直接瞬時に伝達することができるという点が当システムの最大の特徴であり、住民に早期の避難や予防措置などを即

し、被害の軽減に貢献することが期待されており、導入により地方公共団体の危機管理能力が高まるとされております。しかし、課題として防災行政無線の特性上、聞き手が屋内にいる場合や豪雨時、強風時などに情報が的確に伝達されない恐れがあるとされております。

そこで提案でございますが、当システムを有効に活用する方法として、緊急情報メール発信システムの構築を提案いたします。現在、携帯電話の普及率はほぼ 100%に近い状況であると思われま。常に身につけていることが多い携帯電話のメール機能を利用し、J - A L E R Tによる情報はもちろんのこと、市内で発生し得る防災気象警報や地震発生時の被害情報、避難情報、復旧状況の情報提供に、特に気象情報に関しては 5 月 27 日より地域ごとの警報等が各市町村単位で発表されます。Just in town、ピンポイントで情報発信ができるシステムとなります。火災について、建物火災等の発生、鎮火、このことに関しては現在、消防本部のにかほ市災害情報に電話をすることにより情報を得られますが、その情報をメール化。防犯について、犯罪発生、不審者情報、こども見守りメール、現在、生徒・児童が下校する際には父兄、または地域の方が見守り隊で安全を確保しております。大変ありがたいことと思います。それにプラスして情報を流すことにより、一層の安全確保ができます。尋ね人について、行方不明者の搜索等、以上を市より発信し、市民の安全・安心を確保することが重要と思われま。携帯電話のメール機能は災害時の有力な情報伝達手段としても評価されています。当然のことながらシステム構築には費用が発生しますが、安心・安全の確保には費用対効果を考慮する必要がありませんので、即時構築できると思われま。安心・安全にかほ市のために、ぜひシステムを構築すべきと考えますが、市長のお答えをお伺いいたします。

次に、釜ヶ台小・中学校の今後の活用についてお伺いいたします。現在の市としての活用はどのような方向にあるのでしょうか。今までの経過の説明をお願いするとともに、市の構想をお伺いいたします。児童・生徒たちは新しい環境で学校生活を送っています。思い出の詰まった校舎をいつまでも活用方法が決まらずにいることはしのびなく思いますので、市の構想をはっきりと申し述べていただきたいと思いま。コンサルタントに任せるのではなく、コンサルタントの意見ではなく、市としての展望をお聞かせ願いたいと思いま。

次に、預託金制度についてでございます。本年 6 月 18 日より改正貸金業法が完全施行されます。その内容は、貸し付けの上限金利が引き下げられ、個人の借り入れは原則年収の 3 分の 1 まで制限されます。そのことにより、無登録で法外な高い金利のヤミ金に走らざるを得なくなる危険性も予想されます。政府は改正施行前に多重債務問題改善プログラムを策定し、各市町村に相談窓口を設けるほか、借り入れられなくなった人に顔の見える関係を築いて低金利融資するセーフティネット貸し付けを充実させることなどを方針といたしました。相談窓口は全国の 9 割の市町村で整備されているようでありま。しかし、貸し付け制度はほんの一部にとどまっているのが現状です。2009 年、内閣府によると秋田県は自殺率 37.7%で全国ワースト 1 であります。そして先般、厚生労働省が 6 月 2 日に発表した人口動態統計によると秋田県の人口 10 万人当たりの自殺による死亡率は 38.1%と 08 年より悪化し、15 年連続ワースト 1 になってしまいました。その要因の約 30%は経済・生活問題でありま。市が地元金融機関と連携し、市が金融機関に預託し、生活困

窮者、多重債務者等に貸し付ける制度を創設するべきと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

また、漁業関係者への預託をいただいているわけですが、その年の天候、あるいは日々の経営、生活に困っているとも伺っています。漁業者の預託金借り入れは審査があり、借りるに借りられない状況もあるようです。このことは漁業者のみならず農業者は農協に、商業者・工業者は商工会、または銀行へと経営者としては各種の金融機関にお願いに行き、審査を受け、借りれるか借りれないかの状況下で経営を行っている経営者も少なくないと思われます。当然、一般の方々もこの全世界的同時不況等で生活は苦しく、生活費を借りるにも借りれない方もいると推測されます。国策により来年7月にはアナログ放送が終了し、否応なしにデジタル放送用のアンテナ、あるいはテレビの購入が必要になります。生活困窮者にはかなりの負担だと思います。また、本市でも下水道工事が進んでいる中で、水洗にしようにも負担が多く改良できない方もおられると思います。融資を受けることにより生活を続けれる、生活を再建できる人のためにも、預託金制度、貸付金制度の創設を提案しますが、市長のお考えをお伺いいたします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、伊藤議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、緊急情報のメール発信システムの構築についてでございます。御承知のように、現在、にかほ市の防災行政無線をデジタル化し、新しい防災行政無線を整備中でございます。新しい防災行政無線のシステムは、無線放送だけではなく、伊藤議員からも御指摘ありましたようにJ - A L E R Tや気象情報システム、潮位観測システムなどを組み込む予定で今進めているところであります。

御提案の緊急情報のメール配信システムも新システムに組み込む計画で進めているところでございますが、その内容についてはどの程度までのメニューにするか、これからさらに詰めなければならぬと今考えておりますが、基本的には気象情報、それから火災発生状況、犯罪情報などについても検討しているところでございます。携帯電話は多くの方が持っている時代でございますので、メール機能を使った情報の配信は無線が聞き取れなかった場合の確認手段ともなります。また、電波がふくそうして電話がつながりにくい場合でもメールは比較的につながりやすいと言われておりますので、災害時の連絡手段としても有効であると、そのように言われております。

しかしながら、メール配信システムを有効に活用するためには、市民の皆さんからあらかじめ携帯電話のメールアドレス、これを登録していただく必要がございますので、登録する人が少なければ意味がございませんので、できるだけ簡単な操作で登録できるようなシステムをつくっていきたいと今準備を進めているところであります。

次に、釜ヶ台小・中学校の今後の活用についてでございます。地域から学校がなくなるということに閉校記念式典などを通して地域の皆さんの思いを考えますと、大変胸が痛んだところであります。しかしながら、現在、当地域の児童・生徒たちが新しい環境の中で元気に学校生活を送られているということを聞きまして、安堵をしている状況でございます。改めて地域の子供たちの健全な

成長を願い、院内小学校、新仁賀保中学校との統合に御理解と御協力をいただきました地域の皆さんに心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。

さて、今後の活用でございますが、釜ヶ台小・中学校の統合については、釜ヶ台地区やPTA、そして保護者の皆さんと懇談を重ねてまいりました。その中で施設の利用などについても地域の皆さんから御意見を伺っております。具体的な御意見としては、夏休み期間中はプールを開設してほしい、体育館は市の防災計画において避難所となっているので残してほしい、また、その体育館は地域の健康づくりやレクリエーションの場として利用したいので卓球台やボールなどもある程度は残していただきたいという御意見がございました。こうした御意見は大切にしていきたいと思っております。加えて私としては、地域の農産物や山菜などの加工所、つまりは創業支援施設として地域の産業の活性化に結びつくような拠点としての活用、また、都市農村交流の推進を図る目的でグリーンツーリズムなどの農業体験、宿泊体験の場としての活用、あるいは児童等の福祉施設としての活用などいろいろな思いをめぐらしながら有識者などを通して情報の収集に努めてきたところがあります。こうした中で教育委員会へも企業や団体から施設を見せてほしいなどの問い合わせも寄せられております。また、首都圏から地方への移住、あるいは地場産品の加工販売など、まちづくり支援活動を行っているNPO法人からも校舎の一部に山菜等の食品加工施設などを併設して、地域農産物資源の利用と地域生活者の収益アップを目指しながら寄宿舎を基本とした不登校児童のフリースクールを開設したいとの提案なども寄せられております。このため何度も現地を案内し、施設も調査していただいております。ただ、まだ具体的な事業構想は示されておりませんが、地域住民の思い、考えが一番大切で大事でありますので、地域住民が望む、あるいは地域として受け入れられる施設や利活用構想であれば、実施に向けた具体的な調査や事業設計に係る費用の予算化を進めてまいりたいと思っております。

また、平成 21 年度に実施した耐震診断結果によれば、校舎については一部に敷居壁の補強が必要であり、体育館についてもプレス、要するに筋交いを 8 ヶ所施す必要があるとの診断結果を受けております。当然のことながら校舎などの施設を有償、無償にかかわらず団体等に提供、利活用する場合は、耐震診断結果に基づいた補強工事を施し、また、文部科学省に対して転用許可申請などの必要も出てまいります。体育館については地域コミュニティー施設として残す方法で考えておりますが、校舎の転用については補強に要する費用や地域の活性化、産業振興につながる魅力ある事業となるのかどうか、費用対効果などを慎重に見きわめながら方向性を打ち出していきたいと思っております。

次に、生活困窮者を対象にした貸付制度についてでございます。国・県の資金を原資に秋田県社会福祉協議会が事業主体となって実施している生活福祉資金制度の中の総合支援資金や緊急小口資金、ほかには臨時特例つなぎ資金がございます。いずれもにかほ市社会福祉協議会が窓口となっております。また、それとは別に、にかほ市社会福祉協議会が独自に実施している助け合い資金などもございます。

総合支援資金は、失業や収入の減少等により日常生活全般に困難を抱えまして、生活の立て直しのための継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とするもので、貸し付けにより自立が

見込まれる世帯に貸し付けするものでございます。当然ながら貸し付けなりますと返済も、これ当然出てきますので、この貸し付けによって自立が基本となります。貸付限度額は生活支援が生活再建までの間に必要な費用として月額 20 万円以内、単身世帯については 15 万円以内で最高で 12 ヶ月分、住宅入居費で敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶ費用として 40 万円以内、一時生活再建費としては日常の生活費で賄うことが困難な一時的な費用として 60 万円以内となっており、連帯保証人を設定する場合は無利子、設定しない場合は年利 1.5%となり、据置期間 6 ヶ月、償還期間は据置期間経過後 20 年以内となっております。緊急小口資金については、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象として、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額費用を貸し付けするものでございまして、条件は限度額 10 万円以内、無利子、据置期間 2 ヶ月以内、償還期間 8 ヶ月以内となっております。臨時特例つなぎ資金は、居住のない離職者で失業給付、住宅手当、生活保護等の公的な給付、あるいは就職安定資金融資や生活福祉資金貸し付け等の公的貸し付けの申請が受理され、かつその給付などの開始までの生活に困窮している方に貸し付けするもので、条件は限度額 10 万円以内、連帯保証人不要、無利子で、申請中の公的給付などが決定し、支給等が行われた時点で一括または分割で償還となっております。助け合い資金については、ひとり親世帯、身体障害者または被生活保護者、もしくはこれに準じる生活状況にある低所得階層を対象にして生活等のつなぎ資金を貸し付けするもので、限度額は 5 万円、無利子、償還期間は 12 ヶ月で保証人は必要でございます。ちなみに平成 21 年度では総合支援資金については 9 件、緊急小口資金については 2 件、助け合い資金については 20 件の実績となっております。

なお、多重債務を抱えている方への支援についてでございますが、多重債務を解決するために破産法や更生法の適用を受ける場合の弁護士費用や裁判所関係費用については、先ほど申し上げました総合支援資金の中の一時生活再建費の貸し付け対象となりますので、手持ち金がない場合は 60 万円以内で貸し付けを受けられます。ただし、あくまでも前段でも申し上げましたが、自立に向けた取り組みを行う間の生活費用等を貸し付けるものでございますので、これまで借りたお金を借りかえるというものには対象になりません。改正貸金業法完全施行が 6 月 18 日に迫っておりますが、今後この総合支援資金の需要は伸びてくるのではないかなと、こういうふうにして思っております。

次に、預託金についての御質問でございますが、近年、返済しきれないほどの借金を抱えてしまう多重債務者の増加が深刻な社会問題となっております。これを解決するために貸金業法があるわけですが、改正貸金業法では銀行等からの借り入れを除き、サラ金やクレジット会社からは年収の 3 分の 1 を超える借り入れはできなくなり、貸し過ぎや借り過ぎが防げるものと、そのように考えます。

一方、伊藤議員が御指摘のように、借りたいときには借りられないという心配の声もあることも事実ではなかろうかなと思います。生活困窮者等の支援については、本市では総合窓口を設けて相談に応じておりますが、生活困窮者等を対象にした制度については、先ほど申し上げました秋田県社会福祉協議会が事業主体となって、にかほ市社会福祉協議会が窓口となる生活福祉資金貸付制度の利用を指導しているところであります。御質問の市が新たに金融機関に預託して生活困窮者等に

貸し付ける制度の御提案でございますが、これまで申し上げました生活福祉資金貸付制度、これを活用していただきたいと思っております。預託して金融機関と制度をつくるといっても、なかなか難しい面があると思っております。仮に市が金融機関に預託しても、金利の部分は下げることはできるかもしれませんが、金融機関としては貸し付けする以上、それを回収しなければなりません。ですから、当然それは回収できるか、返済できるかどうかのやはり審査が行われることとなりますので、御質問のように借りたいときに借りられないという形を解消できるかは、なかなか難しいのではないかなというふうにして思います。

なお、漁業、商業、工業等の経営者のための預託金貸し付け状況などについては、担当部長がお答えをいたしますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（佐藤家一君） 私からは漁業、商業、工業等の経営者のための貸付金制度の説明、現状等の説明になろうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

初めに、漁業者については、これまで預託金制度として秋田県漁業協同組合に預け、運用していただいたものを、漁協の金融部門の廃止によりまして預託金ではなく貸付金として貸し付け、漁業者の漁業経営安定資金の原資として運用していただいております。平成 22 年度予算においても、この金額については 1 億 2,500 万円を予算計上しているところであります。これは漁船や漁具の取得、改造、修理及び経営の安定資金として漁業者に貸し付けられますが、貸付審査においては他の制度資金等とも総合的に判断し、借入希望者の実情や用途に合った資金の貸し付けが受けられるように配慮していただいております。ちなみに平成 22 年 4 月末現在では、50 件の利用があります。このほか、運転資金、あるいは中古船の取得、経営の再建を図る資金、あるいは債務整理といった制度資金もございます。これらの六つの制度資金については、市のほうでも債務保証料を全額助成している次第であります。

次に、中小企業等に対する資金の融資関係についてです。当市では預託制度はとっておりませんが、融資を受ける際の保証料の全額助成、借入利息の 1%を助成するにかほ市中小企業振興金融融資斡旋事業、通称マルにと言いますけれども、これを実施し、中小企業の経営が安定するように支援を行っております。このマルに制度は昨年、利用者の要望にこたえ、融資斡旋最高限度額を 1,000 万円から 1,500 万円に、また、貸付期間を 7 年以内から 1 年据え置き 10 年以内に条例改正したところであります。平成 21 年度実績では保証料補助が 1,220 万円、利子補給助成についても約 1,200 万円となっております。平成 22 年度予算においては、当初では存置項目でありますけれども、利用実績に応じて 3 月補正で対応してまいりたいと考えております。

このほか景況悪化などの影響によりまして売上げや利益が減少している中小企業や農林漁業者が資金繰りに困難を来したときに経営の安定を図るための資金融資として政府系金融機関である日本政策金融公庫の長期固定の低金利で融資を受けられるセーフティーネット貸し付け、また、中小企業の資金繰りを円滑にするため信用保証協会が 100%の債務補償をする緊急補償制度が実施されております。このほか、昨年 12 月 4 日から施行された中小企業円滑化法により、借り入れの条件変更が可能となっております。中小零細企業の事業主や住宅ローンの借り手の方々を支援することと

しております。当面は市の既存事業を継続して各事業者を支援してまいりたいと思います。

なお、各業種の生活の再建については、先ほど市長が言われました制度等を活用していただきたいと、そう思っております。以上です。

議長（佐藤文昭君） 6番伊藤知議員。

6番（伊藤知君） 一つ目のメール発信システムの件なんですけれども、今まで私、総務委員会ですとJ - A L E R Tに関しては協議をしてきたんですが、そういうシステムがあるということがちょっと把握しきれなかったものですから今回提案させていただきました。一応この携帯電話の利用というのは非常に高くなってきていて、ある市でこの緊急情報のメールを発信している市のアンケートを見ますと、携帯電話のメールをよく使っているというのが63%、子供に対して例えばこの子供の情報メール、不審者とかそういうメールを発信した場合に、安全に対して非常に関心が高いということで78%、それから保護者の安心度が高くなったというのが91%ありました。情報が一斉に伝わるためには便利だと感じるというのが82%、情報が素早く伝わるということがよいということで76%というアンケートの結果が出ています。緊急時に必要だということを感じているところが約85%というアンケート結果が出ておりますので、どうしてもこの緊急情報メール発信システムというのは、やはり市長が先ほど答弁いただいたように、このJ - A L E R Tの完成と同時に、できれば構築していただければありがたいなと思いますし、またその伝える情報に関しては地震情報、あるいは津波、我々この地域には鳥海山がありますので、噴火するというのは今はないと思いますけれども、ただ、休火山ですのでいつ噴火するかわかりませんから火山情報、あるいは気象情報、あとは有事に関するというような情報を発信していただければありがたいなということで、その発信する項目に関しては私また総務委員会ですので、そこら辺で今度話し合いをして詰めていかせていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

釜ヶ台小・中学校の件に関してなんですけれども、今、市長からいろいろと地域の要望、あるいはいろいろな企業がきているというお話ありましたけれども、今、日本国内でかなりの数の学校が、合併によって廃校されておる学校ができています。しかし、約80%が何かの用途に再利用されているという状況のようであります。大きく分けると、一つが市長がよく言う第六次産業、観光も含まれると思うんですけど、観光向け、体験学習、研修、合宿、博物館、資料館、アトリエ、それから地元向け、集会施設、スポーツ施設、芸術作品の発表の場、それから特定の目的人向けということで養護学校、老人・障害者の福祉施設というのが、大きく分けて三つぐらいあります。先ほど市長から報告があったのが、この三つがほとんど入っているわけなんですけれども、果たして本当に市として、市としてはこれをやりたいんだというものがいいのか、地域の方といろいろ話し合いをしてプールの開放、これは3月定例会でそのプールの条例改正もされました。それから、体育館は残してほしい。その校舎を市として、我々こういう方向にもっていきたいんだと。今大きく分けると三つあるわけなんですけれども、その市長から報告あったのは全部、三つが入っているわけなんですけれども、それをすべてやるというのは私は難しいことだと思うんですが、市としてどの方向に市として向かっていきたいのかお聞きしたいと思います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 前段でも申し上げましたけれども、校舎の活用については、その地域の産業振興につながるような施設として活用したい、これが一つです。それから、できれば都会などにおいて不登校なっている子供さんもたくさんいるというふうにして伺っております。そうした方々がいろいろ農業体験をしながら、この校舎を活用して寄宿舎を基本としながら地域との交流を進めながら自立を高めていくというふうなものに、できれば私は使いたいなというように思っておりますが、何しろこれは相手がある話でございますので、どの程度まで現実性を高めていくか、今さらに話を詰めたいと思っておりますが、ただ、地域においてもそれぞれいろいろ ― 何て言うんですか、これからの活用について検討されておりますので、こうしたことも酌み取りながらですね、あの校舎を活用していきたいと思っております。

議長（佐藤文昭君） 6番伊藤知議員。

6番（伊藤知君） 当にかほ市は豊かな自然や歴史の深いにかほ市でもあります。この廃校利用に関しては、やはり先ほど市長が言っているとおり、住民と一緒にやってこの地域のプラスになるような施設をつくるのが一番だと思います。そのためには市がしっかりと計画を立案して、地域の皆様と一緒に協議しながら、市がリーダーシップをとってその廃校利用を進めていくという姿勢が一番大切だと思いますが、それに関してはどうでしょう。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） これも先ほど申し上げましたが、地域の思いが大切でございますので、よく連携をしながら、地域の皆さんが納得できるような形で、それぞれともに頑張っていきたいと思っております。

議長（佐藤文昭君） 6番伊藤知議員。

6番（伊藤知君） 次に、預託金制度に関してなんですが、一番問題なのは多重債務の地域の人たちを助けていけなくちゃいけないと。当市にかほ市は何年か前に秋田県内でも自殺率がトップになって大変難儀した地域でもあります。それと同時に岩手県のある市で、うちだけその市としての自殺率が一番高いということになって、その市議会のほうで、市のほうで預託金制度を設けたらどうかという提案をし、その自殺率の低減に功を奏したということがあるようでございます。その中には預託するということも大切なことなんですが、ケアするという意味で預託するとともに精神的な助けを出すだとか、あとは弁護士さんを市のほうで相談に行かせるだとか、そういうケアもしているようでございます。実際にこの地域もだんだんとまたもしかするとこの景気でいくと前のような状況に戻りつつあるという懸念がされるわけですが、いろんなその先ほど報告あったとおり支援策はありますよと言っても、実際は国、あるいは県のほうでやっているはず補助金を市が窓口になっていると。あるいは漁業に関しては預託金があります。それはやはり市単独の事業ですし、あるいはそのマルに制度に関しても市の事業ではありますけれども、果たしてその一般の方々に対する預託、あるいは手助けというのを市で単独でできないのかというのが今回の私のこの提案の趣旨でございます。それを考えたときに、確かに社会福祉協議会が窓口になりいいのがありますよと言っても、先ほど言われたとおり額としては私は非常に低い金額かなという感じがするんですけども、再度そのいろんなこの試しの中でそういう施策を設けて、この地域の自殺する人、あるいは生

活困窮になっている人への一役ができないかなと、手助けできないかなという提案だったわけですが、いかがでございましょうか。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 預託金とは別にして、その相談業務を充実していくということは大切なことだろうと思っております。こうした相談に来られた方を弁護士なり、そういう方に紹介していくと、こういうことは社会福祉協議会に預託しておるし、相談もやっておりますけれども、こうした内容、あるいは直接そういう形で弁護士さんを紹介するというものについても、これからさらに拡充をしていかなければならないのかなという思いはあります。

ただ、預託金制度の中で ー 預託金は預託金ですからね。あくまで融資するとなると金融機関となりますよね。そうなりますと、なかなかこう難しい点があるのではないかなと、その預託金を崩して融資するという話であればあれですけども、やはりこれも市民の皆さんから預かっていられるお金ですから、回収が不可能な方にはなかなか貸せないというのが現状だろうと思えます。

いずれにしても、この社会福祉協議会が窓口となっているのは、あくまでも自立が可能、貸し付けによって自立が可能という方々に貸している制度でございますので、こうしたことを活用しながらですね、金銭的にはなかなか難しい、これといった妙案がないのが現状です。ただ、相談業務については、先ほど申し上げましたように弁護士紹介とかそういう部分については、さらにいる社会福祉協議会と連携をしながらですね充実はしていきたいと思っております。

議長（佐藤文昭君） 6番伊藤知議員。

6番（伊藤知君） この制度、実際は秋田県でも協議されております。07年7月、消費者信用生活協同組合、要は自殺をまずしないようにという、助けましょうというNPO法人の蜘蛛の糸というところが設立申請許可を出したんですけども、その窓口になってくれる金融機関が業績が悪化し、それが結局はできなくなってしまったということで、県内にはまだ一つもこの制度を取り入れたところがありません。ところが、東北の岩手、あるいは仙台、宮城県、そこら辺のほうではある程度そういう実績を上げているところもあるようでございます。それで、再度これあれなんですけれども、さっきも言ったとおり、その ー 例えば生活困窮者に対して家計診断、ライフプラン、このような細やかなカウンセリングをするような制度というのをおあわせて検討していただきたいのですが、先ほども答弁ありましたけれども、もう一度そういうところをお願いいたします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 現実的にはそうした相談業務も社会福祉協議会のほうで行っておるわけがあります。預託金についても、例えばですね我々のような小さな市ではなくて、財政規模の大きいようなところであれば、基金を積んでその基金の果実でいろいろな支援をしていくという方法もあるかと思えますけれども、我々のような行政規模が小さい、財政規模が小さい形の中で、その現実的に大きな金が見えるような基金を積み立てるということは、当然今の段階では不可能です。ですから、相談業務、こうした形をできるだけ充実してですね、最悪の事態につながらないように我々も頑張っていきたいと思っております。

【6番（伊藤知君）「終わります」と呼ぶ】

議長（佐藤文昭君） これで6番伊藤知議員の一般質問を終わります。
所用のため、1時55分まで休憩とします。

午後1時43分 休 憩

午後1時55分 再 開

議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番加藤照美議員の一般質問を許します。16番加藤照美議員。

【16番（加藤照美君）登壇】

16番（加藤照美君） それでは今日最後の一般質問となりましたのでよろしくお願いをいたします。今回は昨年春に大流行しました新型インフルエンザ対策、それから健康診査の実施について、それから口蹄疫対策についての3項目についてであります。まず最初に新型インフルエンザ対策についてであります。平成21年春に発生した新型インフルエンザについては、早期の診断と抗ウイルス薬による治療等によって多くの方が回復し、その後、根絶されたようであります。しかしながら、ウイルスは今後も型を変えながら世界的に大流行する可能性があると言われております。地震や風水害のような災害であれば、ほかの地域からの人的、あるいは物質的な応援ということもありますが、重篤な症状を引き起こす抗原性の流行ということになれば、市外からの応援といったことが期待できず、それぞれの自治体の対応が市民への被害を大きく拡大させてしまうか最小限にとどめることができるかということになると思います。そうしたことから、一時的な対応策ではなく、地道な情報収集と具体的な対応計画、薬品、防護服などの備蓄が必要と思いますが、現在のところどのような対応策がとられているか伺います。

次に、健康診査の実施についてであります。平成20年度からメタボリック症候群に対応するための健康診査、特定保健指導を実施する制度に移行されました。このメタボリック症候群対策の健診については、市町村など医療保険者に義務づけられたのに対して、がん検診は健康増進法の努力義務にとどまっています。特定健康診査とがん検診の受診率をともに上げていくことが疾病の未然防止ということになると思います。現在のそれぞれの受診率とがん死亡率の実態、今後の受診率の向上策について伺います。

あわせて、子宮頸がんワクチンの市独自の助成については6月補正に計上となっておりますが、その内容についてももう少し詳しく説明をいただきたいと思っております。

次に、口蹄疫対策についてであります。ことしの4月、宮崎県で発生した口蹄疫が牛や豚などに感染が拡大しております。県内においても防疫体制を強化する動きが広がっているようではありますが、市として現在の取り組み状況と市内の畜産農家戸数、飼育頭数、今後の対策等について伺います。

つけ加えますが、畜産農家戸数、飼育頭数については、口蹄疫にかかりやすい家畜のことですので、よろしくお願いをいたします。

以上、3点についてよろしく申し上げます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、加藤議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、新型インフルエンザ対策についてでございます。昨年、世界各国で大流行し、当市でも集団発生がございましたが、関係機関の御協力等により、速やかな休校、あるいは休園などの措置によりまして沈静化したところでございます。あわせて、ワクチンの優先接種者の予防接種も行いました。そうしたことで現在は沈静化している状況でございます。当初は強毒性のインフルエンザととらえまして、国の新型インフルエンザ対策行動計画にのっとり県でも対策を講じておりましたが、強毒性でないということが判明し、感染が拡大するにともないまして行動計画の見直しが必要であると、そのように明らかになったところでございます。見直しに当たっては、これまでの対応をもう一度検証し、第2波や強毒性型の出現に備えて、今後各関係機関と協議をしながら新たな新型インフルエンザ対策行動計画を策定するべきと、そのように考えているところでございます。そこで、6月中には昨年度の検証と、それに基づいた県の対策の概要が示されることになっておりますので、そうしたことを踏まえながら市の具体的な行動計画を策定してまいりたいと思っております。また、引き続き情報収集に努めながら、ホームページや市広報等において、市民、職員間の情報の共有を図ってまいりたいと思っております。昨年の新型インフルエンザ感染拡大期には、マスクや手の消毒薬、个人防护服等の確保が難しい状況でございましたが、補正予算で対応して感染拡大などの緊急時に必要と思われる備品と消耗品200人分ほどを備蓄をしたところであります。今後とも危機管理センターが中心となりながら、対応策や備蓄等を計画してまいりたいと思っております。

次に、健康診査の実施についての御質問でございます。メタボリック症候群を予防し、将来の医療費の軽減を目的とする特定健康診査の受診率は、平成20年度は42.53%でございました。平成21年度は残念ながら33.08%と低くなっております。昨年度までは64歳までの方は市内医療機関での個別受診、65歳以上の方は各地区での集団健診で受診する形をとってございましたが、本年度は医師会とも再度協議した結果、年齢に関係なく個別と集団を自身の都合で選択して受診できるように変更し、受診率のアップを目指しているところでございます。

なお、受診期間は7月31日までとしておりますので、受診率はまだ判明しておりません。今後は関係する部署が連携しながら、未受診者への受診勧奨や秋ころに再度受診できるような機会を設けたらどうかということも今検討をしておりますし、また、各地区での健康教室などを通して周知に努め、受診率の向上を図ってまいりたいと思っております。

なお、がん検診の受診率については、担当の部長等がお答えをいたします。

次に、子宮頸がん予防ワクチン接種に対する助成についてでございます。市政報告でも申し上げましたが、中学1年生から3年生を対象に、市単独事業としてワクチン接種に2分の1を助成し、7月1日から実施したいということで今定例会に補正予算をお願いしているところでございます。このワクチン接種については、半年で3回必要になります。1回当たり1万5,000円ほどかかりま

すので、3回になりましたら4万5,000円となります。その2分の1を市が助成するという考え方で補正予算を置かせていただいているところでございます。

次に、口蹄疫対策についてでございます。4月20日に発生しました口蹄疫の状況は、日々の報道のとおりでございますが、宮崎県では毎日、疑似患畜の確認が続いております。政府は5月19日に発生地から半径10キロメートル圏内の牛や豚をすべて殺処分する方針を固め、対策が講じられているところでありますが、一日も早く宮崎県内でとられている対策で終息することを願っているところであります。

秋田県では、4月21日に県内における異常の有無の確認を聞き取り調査を行いました。そしてあわせて消毒と健康観察の徹底、異常家畜の早期発見・早期通報を指導しております。聞き取り調査の結果では、県内すべての農家に異常のないことを確認し、消毒等の防疫体制の徹底を周知しているところでございます。しかし、宮崎県では疑似患畜の発生が続いていることから、県では本県への侵入防止と最悪の事態を想定し、5月24日に秋田県口蹄疫危機管理連絡部を設置いたしました。当面の防疫体制としては、畜舎出入り口の踏み込みの消毒や畜舎内通路、畜舎周辺の消毒を実施することとし、それに係る消毒薬の1ヵ月分を無料配布することとしております。これを受けて管内ではJA秋田しんせいを中心となりまして、薬剤による一斉消毒を実施し、あわせて畜舎への立ち入り禁止の看板を設置するなど防疫体制を強化しているところでございます。

次に、市としての対応でございますが、防疫体制は家畜伝染予防法により秋田県家畜衛生保健所が中心となって県全域の集中管理の中で進められておりまして、直接農家に連絡や指導が行われているところでございます。現在、市独自での具体的な防疫対策はとられておりませんが、当面は家畜衛生保健所の指導のもとに関係機関、団体と協力して、農家での消毒、畜舎への立ち入り制限、健康管理や観察等予防の徹底を継続することであると考えております。

また、万が一県内で発生した場合は、家畜衛生保健所による防疫措置への協力サポート体制を整えることとなりますが、このことについては現在、庁内で検討を進めているところでございまして、必要に応じて協力体制をとってまいりたいと思っております。

消毒関係の徹底はもちろんですが、やはり万が一発生した場合に拡大を抑えていくためには、殺処分した家畜をどこに埋めるか、処分するか、この場所をどう確保するかが大きな課題だと思っております。当然ながら地域住民の理解も得なければなりませんので、こうしたことも、そうすればここで発生した場合はここのところに埋設するような用地を確保できるかどうか、こうしたことも含めて検討をしていきたいと思っております。

そこで市内の飼育状況でございますが、今年2月現在、肉用牛の飼養戸数は45戸で、飼育頭数は繁殖牛、子牛、肥育、乳用牛、合わせて711頭でございます。また、豚は1戸の農家でございまして200頭でございます。

前段でも申し上げましたが、がん検診の受診率等については担当の部長がお答えをいたします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） それでは、がん検診の受診率等についてお答えしたいと思います。平成21年度肺がん検診の受診状況でございますが、48.2%でございます。大腸がん検診につ

きましては 47.2%、胃がん検診につきましては 33.7%、乳がん検診につきましては 35.1%、子宮がん検診、これは 27.3%、それから昨年度から開始されました女性特有のがん検診でございますが、乳がん検診は 22.1%、子宮がんにつきましては 20.6%でございます。これは秋田県の平均よりは高い傾向にあります。

また、がんの死亡についての実態でございますが、担当課のほうでまとめたものでございますが、平成 21 年におきましては全死亡の 23.9%の 86 人の方が残念ながらがんで亡くなられており、死亡原因の 1 位となっております現状であります。その原因といたしましては、胃がんが 17 人、膵臓がんが 11 人、肺がんが 11 人、直腸・結腸がん、これが 8 人、肝臓がんが 7 人、その他食道がん、乳がん、膀胱がん、白血病などがございますが、年代別では 40 代が 1 人、50 代が 8 人、60 代が 17 人、70 代が 27 人、80 代が 26 人、90 代が 7 人で、男性が 47 人、女性が 39 人となっております。

平成 19 年にがん対策基本法制定に基づきまして、秋田県では今年度よりがん対策推進チームを新たに設置いたしまして、県がリーダーシップをとりながらがん対策を推進しようとしているところでございます。当市でも受診率向上のため、各団体や集落においての健康教育や健診申し込み時の P R 活動、健診時期とあわせて広報を通して受診奨励に努めてまいります。また、未受診対策として未受診者健診を実施する予定であります。それから、精密検査未受診者に対しましては、タイムリーに訪問いたしまして受診の奨励に努めてまいりたいと考えております。市民の皆様には、みずからの健康に関心を高めていただきながら、生活習慣を見直すとともに病気の早期発見・早期治療に心がけていただきたいと思いますと考えて願っております。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 16 番加藤照美議員。

16 番（加藤照美君） それでは、最初に新型インフルエンザ対策についての再質問をさせていただきます。今、市長の答弁ですと、昨年発生したそのウイルスは毒性が思ったより弱かったということでの見直しを行ったという答弁でしたけれども、この国立感染症研究所の感染症情報センターの報告によりますと、昨年春に発生が確認された新型インフルエンザのウイルスは遺伝子レベルで、少なくとも 28 のタイプが 9 月下旬ころまで国内に侵入していたとの、その解析結果を報告しております。国内各地で採取された検体、それから世界各地で採取された検体、それぞれを分析したところ、世界中で広がっているウイルスはメキシコや北米で検出されたタイプと、それからニューヨークで見つかったタイプ、そしてこれらのグループ間で交雑して生まれた別の二つのタイプの計 4 タイプに大きく分類されたとの報告でありました。そういったことから、世界的大流行が再度発生する可能性があると考えられます。

そこで、国のほうでは昨年度補正予算の中に経済危機対策として、地域経済活性化につながることから、新型インフルエンザ対策についても感染拡大を防止するための予算を計上してありました。その内容につきましては、感染拡大防止するための実施計画を策定し、保育施設、短期入所、通所施設等の臨時休業による損失に対しての支援、あるいは新型インフルエンザ対策のための社会福祉施設等におけるマスク、防護服、消毒液等の経費に対しての支援、それから保育施設の閉所に伴う保育料の支援、放課後児童健全育成事業休止に伴う利用料の支援等々があったわけですけど

も、この交付金を利用して再度発生するかもしれないその対策のために対応計画、対応策を検討すべきではないかと思えますけれども、再度この点について再質問させていただきます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 初めての新型インフルエンザということで、初めの経験で、我々当初は強毒性のインフルエンザという形での対応をとってまいりました。ですから、どこで診察をして隔離をしてという形でやってまいりましたけれども、結果的には毒性があまり強くないというインフルエンザでございましたので安堵しているわけですが、どちらかという、やはり最初に私たちも初めての経験でしたのではっきり言って振り回されたということはありません。ただ、幸いにして毒性が低かったということでございますから、これまで取り組んできた行動計画の見直しは必要であろうと。そのために県ではことしの6月中には昨年度の実績を踏まえて検証して、そして新たなその方向性を示唆するというようになっておりますので、市としてもそうした県の方針を踏まえながら新たな新型インフルエンザ対策の行動計画をつくっておいて、そして万が一の場合はそれに対応していくという形になるかと思えます。ただ、今度は日本だけになるのかなど。あまり毒性のないものと、本当に強毒性に変わっていくのか、このあたりの日本だけの行動計画も必要になってくるのではないかなと思えます。

いずれにしても、そうした国の制度、交付金の制度がありますので、できるものはそうした制度を活用してまいりたいと思えますが、いずれにしても現実に即対応できるような行動計画をつくっていきたいと思っております。

補足については担当の部課長等からさせます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 地域活性化・経済危機対策臨時交付金についての御質問にお答えしたいと思います。地方公共団体において地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応ずるきめ細かな事業を積極的に実施できることを目的に、この交付金が交付されてございます。

安全・安心の実現という意味で新型インフルエンザ対策にこの交付金を当てはめることは可能なことでありましたが、御質問のありましたように市内社会福祉施設等における活用では事業対象では今回ございませんでした。しかし、県内では9市町村で防護服、あるいはタミフルなどの購入にこの交付金を充てておったところがございます。担当課のほうでは総合福祉交流センタースマイルの改修工事、あるいは浄化槽の修繕、低公害車等の導入、これらにこの交付金を充てておりますけれども、先ほど市長からお答えあったように、消耗品等の備品については既に本市の場合、備蓄を若干いたしておったので、この交付金は今回対象としておらないのが実情であります。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 16番加藤照美議員。

16番（加藤照美君） それでは、次に健康診査の実施についての再質問を行います。

御存じのように秋田県のがん死亡率が12年連続ワースト1となっております。人口10万人当たり355.6人、全国平均では272.3人ですので、いかにがんによる死亡率が高いかということがわか

るかと思ひます。といったことで、がん検診に対する対策を当市においてもいち早く取るべきと考えますけれども、にかほ市として重点的に取り組むべき事項について、先ほどちょっと答弁にもありましたけれども、再度お伺ひいたします。

それから、受診率を向上させるための協議会みたいなものを設置するお考えはないのかどうかお聞きいたします。それと、受診対象者に対して電話等による受診勧奨や健診情報の提供は考えていないのかどうかということでございます。そしてまた、秋田県ではがん対策推進計画の中で平成22年度当初予算に計上となっておりますけれども、がん受診促進助成事業というのがあります、それを利用しての市内での休日健診、あるいは診察等、市内でそういった事業を利用しての健診を行っているところがあるのかどうかお伺ひいたします。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） お答えしたいと思います。がん対策についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、非常に受診率を上げていくことが求められておるところでございますが、にかほ市としても県の新たな対策の指導を受けながらこれに努めてまいりたいと考えております。

協議会の件についてでございますが、現在はお医者さん方を中心としての協議をいたしておるところであります、市民の方を交えた協議会も今後検討して、受診率を上げるためにはどうしていったらいいのかみんなで考えたいというふうに考えております。

対象者の電話の件でございますが、これにつきましては今でもPR活動として訪問活動などを通して行っておりますので、引き続き実施していきたいと考えてございます。

秋田県の新しいがん予防対策の推進チームが秋田に設置されております。この推進チームの指導を本当に受けながら、全県一つになって全国ワースト1のこのがん死亡率を解消を図りたいという思いは県と市も一緒でございますので、一緒に頑張るって努めてまいりたいと考えております。以上であります。

議長（佐藤文昭君） 16番加藤照美議員。

16番（加藤照美君） 子宮頸がんについても再質問をしたいと思いますけれども、今回6月補正に計上となっておりますけれども、当市においては女子中学生が424名おります。その内訳が1年生が142名、2年生が131名、3年生が151名となっております。今回補正では288万円ほどの計上となっておりますけれども、2分の1の助成ですので、それを割ると128名ほどの人数分しか計上となっていないような気がします。ということは、424名ですので、その約3割の方の分しか補正計上となっていないようですけれども、そこら辺の3割にしたというところの理由等をお願いしたいと思います。

それから、今、県と市の助成が実施されますと個人負担が軽くなると思うんですけれども、そういった場合、接種する人数がふえてくとも考えられますが、そのときの対応についてもお聞きいたします。

それから、由利本荘市では対象を10歳から45歳といたしております。当市の場合は中学生の女子だけでしたので、そこら辺の判断、なぜ女子だけだったのかというところを — 中学生の女

子だけというその理由についてお伺いいたします。

この点について再質問します。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 御指摘のように、今、1年生から3年生までの女子生徒に対して3割しか予算措置しておりません。100%受診すれば100%の予算は補正で対応したいと思いますが、初めての試みで、なかなか保護者にとりましても、あるいは当人の中学生にとりましても、はいそうですかとすんなりはワクチン接種に行くのかどうかということもあります。そういうことで、今回は6月補正ではまず3割、3割程度の受診率という形で予算措置を行いましたけれども、前段で申し上げましたように、それが高まっていけば補正で対応していきたいと思っております。

それから、今、市では2分の1、県内では4月新年度の予算でできたところは潟上市が100%、それから由利本荘市が3分の1か— というような形になっていますが、いろいろ各市町村長と情報交換しておりますけれども、6月定例議会で予算化するという市町村も幾らかはございました。これからさらにふえていくんだろうと思いますが、ただ、県のほうでも対策を講ずるという形になっておりますが、具体的にどういう形で支援するかということはまだ明示されておられません。また、国のほうにおいても基本法を制定して、そして実施主体は市町村でありますけれども、やった市町村に対しては国費で全額補てんをすると、補助をするという形の基本法の制定に向けて今取り組みをしている政党もあるようでございます。ですから、これからそういう状況を見ていかなければなりません、国費で全額負担していただければこれにこしたことはありません。ただ、そうでないとすれば、やはり市と県が連携しながら少しでも軽減、経費の負担軽減を図るようなことはやっていかなければならないのかなと思っておりますが、6月から子ども手当も支給されました。これはその本人の命を守ることでございますので、やはりある程度の負担はしていただかなければならないのではないかなというそういう思いもあります。

いずれにしても、できるだけ県、あるいは市の考え方をあわせながら軽減を図ってまいりたいと思っております。

補足については担当部長、あるいは課長からさせます。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） 補足説明させていただきます。対象年齢でございますが、中学生の女子を対象といたしましたのは、医師会との協議によりまして、どうしてもこの年齢層が一番予防が可能だということでの判断によるものでございます。

議長（佐藤文昭君） 16番加藤照美議員。

16番（加藤照美君） わかりました。

最後の口蹄疫対策についての再質問を行います。最初に5月27日の県庁において口蹄疫に関する担当者会議を開催しております。その会議の内容についてちょっとお聞きしたいと思うんですが、今回この口蹄疫が発生したのが宮崎県であります。宮崎県で最初に発生した感染ルートのような説明があったのかどうか最初にそういうような話があったのかどうかということと、それから、口蹄疫にかかりやすい動物とはひずめが二つに割れている動物ということになっているようで

すので、自然の中で生息しているイノシシやカモシカなども伝染する — 伝染拡大する、そういった可能性もあるわけで、そういったことの会議での話があったのかどうかということでございます。それから、現在は稲わら、あるいは麦わら等の輸入もされているわけなんですけれども、そういった稲わら、あるいは — 等にはウイルスは夏で 4 週間ほど、冬で 9 週間、生存すると言われておりますので、そういったわらの輸入等の — その県内で輸入している畜産農家がいるのかどうかというような話があったのかということをお聞き — その会議の中での話を最初にお聞きしたいなと思います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（佐藤家一君） 5 月 27 日の県の関係機関、団体等の担当者会議の内容でありますけれども、これについては宮崎県の発生の状況、それから国でとっている対策、あるいは本県の発生した場合の初動防疫体制などの関係団体との作業範囲、あるいは手順、それからいろんな団体等の要請をどうやっていくかというようなことを、いろいろ図解を示しての協議会に — 会議の内容になっております。

2 番のカモシカ等の自然動物の件なんですけれども、今回の防疫体制については、あくまでも家畜ということでそういうカモシカ等のことにまでは踏み込んでおりません。

それから、稲わら等のその飼料の輸入なんですけれども、これについては現実、把握しておりません。以上です。

議長（佐藤文昭君） 16 番加藤照美議員。

16 番（加藤照美君） そこでにかほ市のこの口蹄疫に対する対応策についてお伺いいたします。先ほど答弁でもありましたけれども、県では口蹄疫対策危機管理連絡部を設置して 6 月中をめどに県内 1,700 戸の畜産農家に消毒薬を無料配布するとしております。その市独自の対策についてですけれども、例えば防疫対策の講習会の開催等の検討はないのかということでございます。

それから、宮崎県の畜産農家を支えようということで全国でいろんな支援活動が行われておりますけれども、当市においても何か支援策を考えているのかどうかということでございます。

最初の感染確認から 1 ヶ月半が経過してはいますが、今、国や県の初動体制のおくれが感染拡大の原因だと言われております。そういったことで今現在の市としての防疫対策については、今の状態で万全であると考えているのか、そこら辺を確認したいと思います。

議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

産業建設部長（佐藤家一君） 最初の防疫対策協議会等のその設置なんですけれども、あくまでもこの対策については、県の中央家畜保健所のほうが主導で行われます。いろんな農家への畜舎への立ち入り禁止措置等も行ってありますので、そういう方たちから会議に出席いただいて、その感染の拡大、あるいは感染するような事態も避けていかなければならないということで防疫体制全般にわたりまして家畜保健所の指導のもと、JA、あるいは市が協力体制を整えていくと。実際にその各種施策についてサポートしていくというようなことにしております。

それから、独自の支援なんですけれども、今現在は消毒薬についても県のほうから全戸配布されている状況にあります。実際の罹患した場合の対策等は、実際の本部会議での協議になろうかと思

います。

市の初動体制でありますけれども、先ほど申しましたけれども、実際は家畜防疫員、これは県の家畜保健衛生所の職員になりますけれども、これによる防疫措置への協力、サポートを行うことが当面の対策と考えております。ただ、市としても市内全家畜農家の飼育頭数、あるいは農家の位置関係、それらを現状マップを作成いたしまして、罹患した場合の早期対応に備えておくと、そういう作業を行っております。またその緊急時の連絡体制も確立しておくべきであろうということで、それら団体等との連絡体制についても見直しを行っております。それから、当市には水質保護区域もあります。先ほど市長からもあったわけですが、実際に埋めなければならないといった場合、その範囲内が適当なのかどうかという協議も保健所等との協議も必要かとも思います。それらその埋設する位置についても現在検討しているところであります。

それから、県では消毒薬を一応きのうから配布いたしまして、全農家に配布が終わっているというような報告にあります。これから市としては、各農家でそれら消毒の設置がちゃんと行われているかというような確認作業をしていきたいと思っております。

議長（佐藤文昭君） 16 番加藤照美議員。

16 番（加藤照美君） わかりました。最後 1 点だけ、がん検診についてちょっと再質問忘れましたので、1 点だけお聞きします。がん検診の受診率向上対策で検査料自己負担の軽減等、市では考えていないのかどうか、これを聞いて終わりにしたいと思っております。

議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長（木内利雄君） がん検診に対する助成についてでございますが、にかほ市では各種検診に対する助成制度を行ってございますが、がんに対する独自の助成は今のところ子宮頸がんを除いては行ってございませんが、人間ドックを通しての早期発見についての助成を行っているところで、今後、検討させていただきたいと思っております。

【16 番（加藤照美君）「終わります」と呼ぶ】

議長（佐藤文昭君） これで 16 番加藤照美議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変御苦労さまです。

午後 2 時 44 分 散 会

